～未来へつなぐ 公共施設～

羽村市公共施設再配置構想

令和８年９月
羽村市



目次

はじめに～公共施設再配置の先に目指すもの～……3

序章

1. 取組の必要性……5
2. 公共施設(建築物)の維持補修・更新費用の試算と総量抑制の目標……10
3. 公共施設再配置による財務効果・影響……11
4. 公共施設再配置の取組の流れ……12

第1章 総論

1. 計画の位置付け……14
2. 計画期間……15
3. 対象施設……15
 対象施設位置図……17
4. 整理統合の基本方針……18
5. 廃止となる施設の建物・土地の取扱いについて……19

第2章 各論

1. 行政系施設……22
2. コミュニティ・集会施設……23
3. 公営住宅(市営住宅)……27
4. 学校・教育施設……28
5. スポーツ・レクリエーション施設……32
6. 子育て支援施設……34
7. 高齢福祉施設……36
8. 障害福祉施設……37
9. 健康福祉施設・医療施設……38
10. 社会教育施設……39
11. 産業系施設……40
12. その他施設(斎場・自転車保管所)……42
13. 施設別の再配置実施時期の一覧表……43

第3章 資料編

1. 公共施設再配置構想に関する質問と回答……45
2. 公共施設に関するアンケート調査結果（概要版）……49
3. 貸室施設の利用率の一覧……57
4. 公共施設の減価償却率の一覧……58
5. これからの羽村市立学校の在り方について……59

【💬マークの説明】このマークがついている用語には解説文を掲載しています

はじめに ～公共施設再配置の先に目指すもの～

羽村市は令和4年2月に、新たな”羽村市の未来”に向け、新しい時代の変化に対応し、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るため第六次羽村市長期総合計画を策定しました。

ここに示す羽村市公共施設再配置構想は、第六次羽村市長期総合計画に掲げた市の将来像「まちに広がる笑顔と活気　もっと！くらしやすいまち　はむら」を実現するための経営計画の一つです。

公共施設の再配置は、将来の人口減少やそれに伴う財源問題を見据えた中での取組です。目標として、公共施設の30%程度の総量抑制を掲げており、この目標に対して、多くの方がネガティブなイメージを持たれることと思います。

公共施設の再配置は、この総量抑制という目標に向かってのみ邁進してしまい、将来像の実現から遠ざかっては、本来の意味を失います。

総量抑制や整理統合という取組は手段であり、最終的な目的ではありません。その先に目指すことは、厳しい経営環境にあっても施設サービスをより良く維持し、将来像を実現させていくことです。具体的には、公共施設の将来ビジョンとして、以下のようなイメージを持っています。

- 長期的に適切な維持管理が実施されている。
- 時代に合った、充実した施設サービスが実施されている。
- 人口が減少しても活発に利用されている。

これは、第六次羽村市長期総合計画のコンセプトの中に示されている、「つながり」「持続可能性」「にぎわい」というテーマに他なりません。

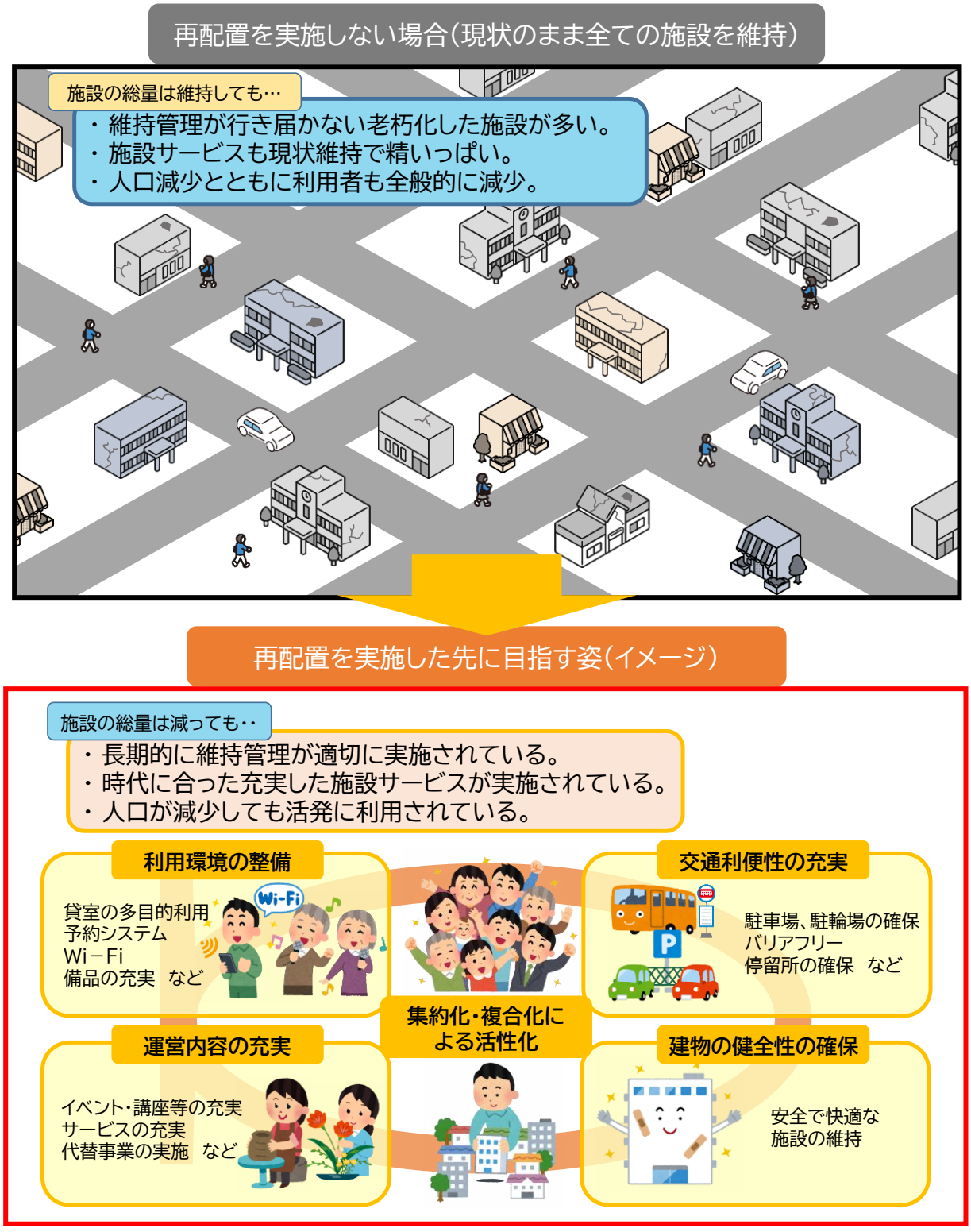
これまで市民に親しまれてきた公共施設を整理統合していくことは、非常に難しい取組ですが、このイメージを共有し、**一歩踏み出す「勇気」と「力」、「英知」**を大切にしながら、避けては通れない公共施設の老朽化への対応という命題にチャレンジしていきます。

■公共施設の再配置の先に目指す姿

再配置を実施した先にある公共施設の将来の姿を、以下のとおりイメージしました。

上の図は、この取組をしないまま公共施設を維持していった場合のイメージを示しています。 公共施設は数多くありますが、維持管理が行き届かないため老朽化した施設ばかりとなり、人口減少に伴い利用者も減少することで、まち全体が閑散としているイメージを示しています。

下の図は、再配置を実施した先に目指す姿を示しています。 長期的に適切な維持管理が実施され、かつ充実した施設サービスが提供されることで、人口減少下においても施設が活発に利用され、まち全体が活性化されているイメージを示しています。



序章

1. 取組の必要性

羽村市は、これまでに多くの公共施設を整備し、東京都内の市の中で、人口当たりの公共施設の総量（延床面積）が一番多い市として、充実した施設サービスを提供してきました。

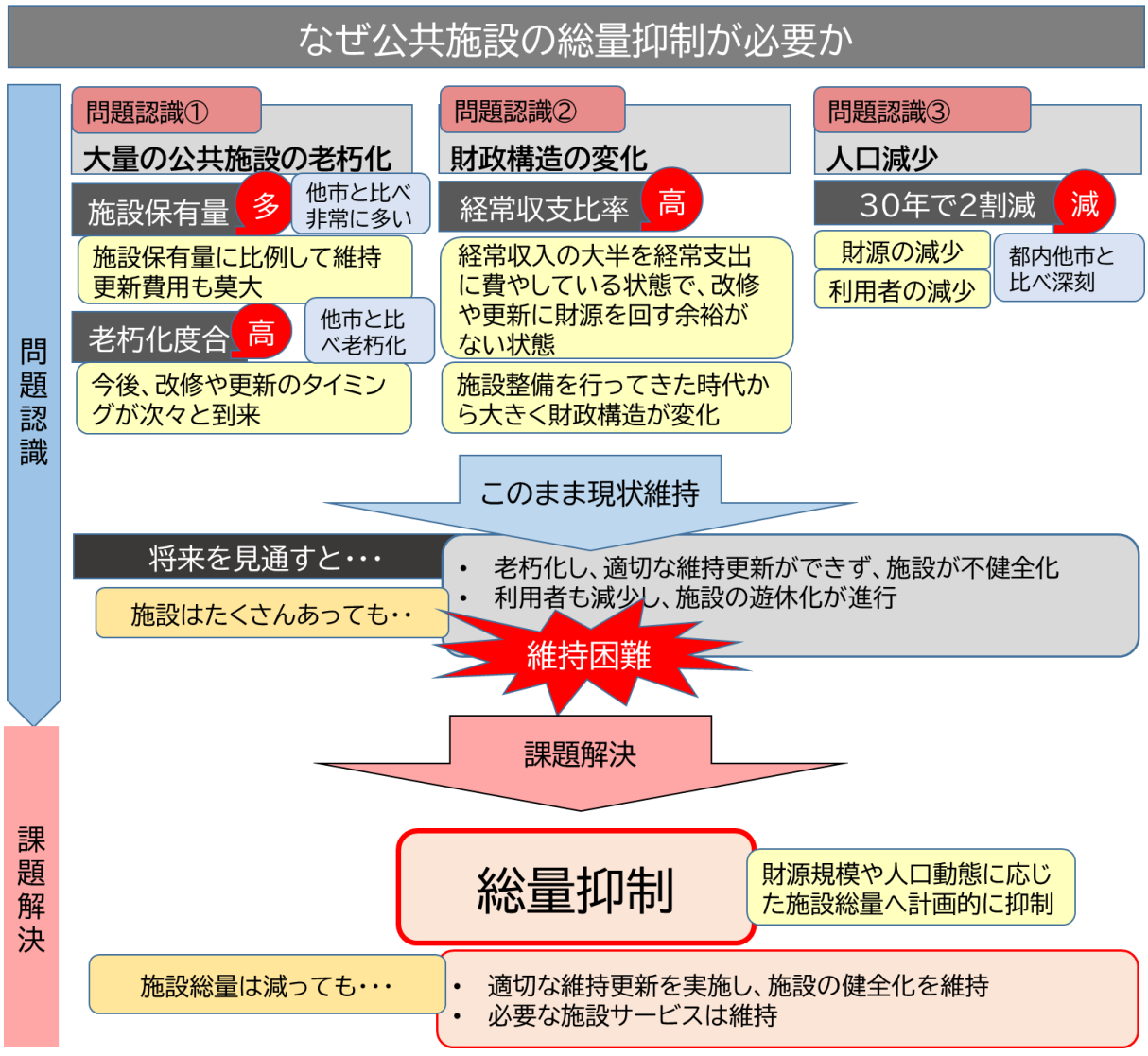
ところが、こうした身近な公共施設の老朽化が深刻で、近年不具合が頻発しており、毎年多くの施設で空調機器トラブルや雨漏りなどの不具合が発生するようになっています。

市の公共施設のほとんどが昭和40年代から平成17年度までに整備されたものです。施設を継続して利用していくためには、大規模な修繕や建替えなどを周期的に実施していかなくてはなりません。今後、多くの施設でそうした改修などのタイミングが次々と到来します。

こうした修繕や建替えなどには多額の費用がかかりますが、長期的な財政構造の変化や今後の人口減少も踏まえると、このままこれらの建物を維持していくことは将来的には不可能です。仮にこのまま維持し、問題を先送りにすれば、安全性も含め深刻な状態を抱えることになり、負の遺産を将来世代に残すことになりかねません。

こうしたことから、建築物の整理統合を計画的に進め、公共施設の総量抑制を図る必要があります。（図1）

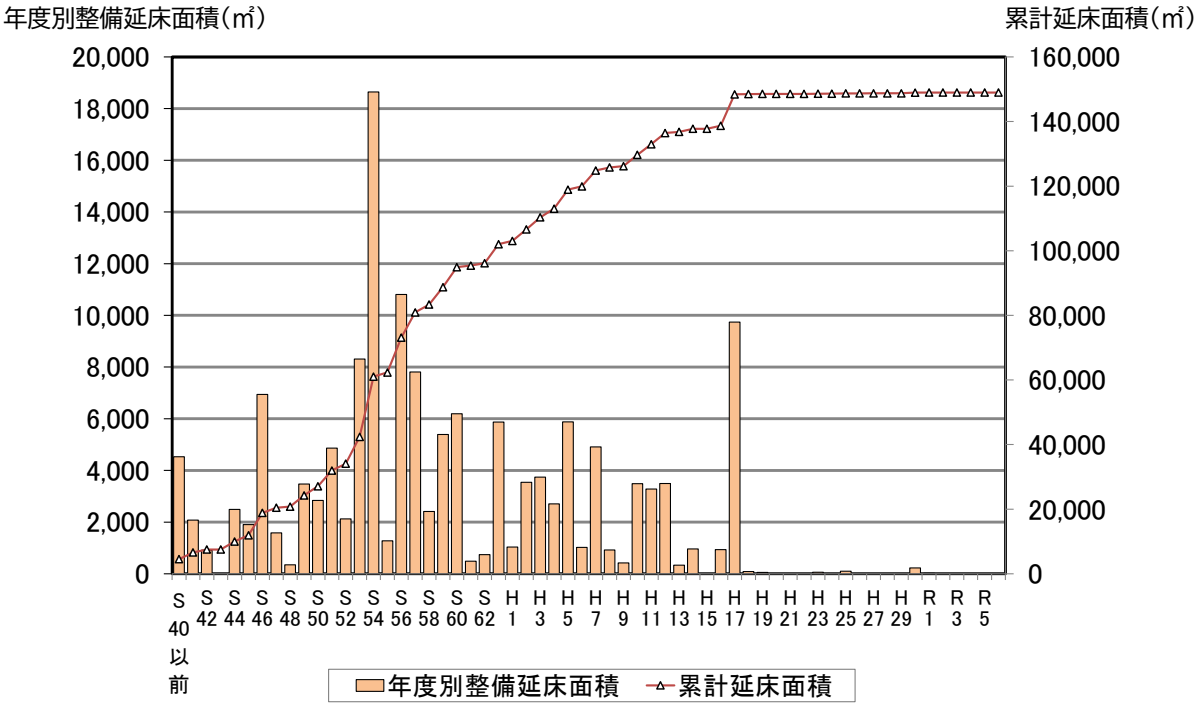
■図1　公共施設の総量抑制の必要性



問題認識①～大量の公共施設の老朽化

令和6年3月末現在、羽村市が保有する建築物は、152施設で、延床面積は約14万9,000㎡となっています。年度別の整備状況では、昭和54年度が最も多く、ほとんどが昭和40年代から平成17年度までに整備したものとなっています。今後、建築物の老朽化が進み、改修や更新費用の増大が予測されます。(図2)

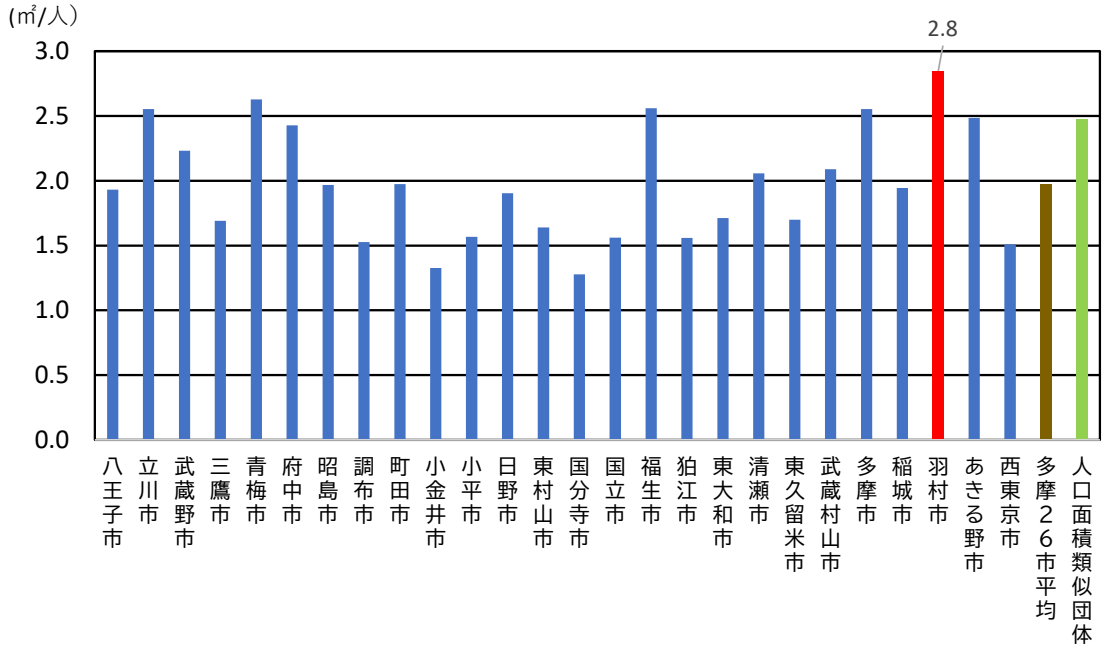
■図2　建築物の年度別整備状況



羽村市の公共施設の保有状況

住民一人当たりの公共施設(建築物)の延床面積を他市と比較すると羽村市は非常に多く、多摩地域の市の中では最も多くなっています。また、人口や面積が類似している全国の団体と比較しても多い水準にあります。(図3)

■図3　住民一人当たりの建築物延床面積の比較

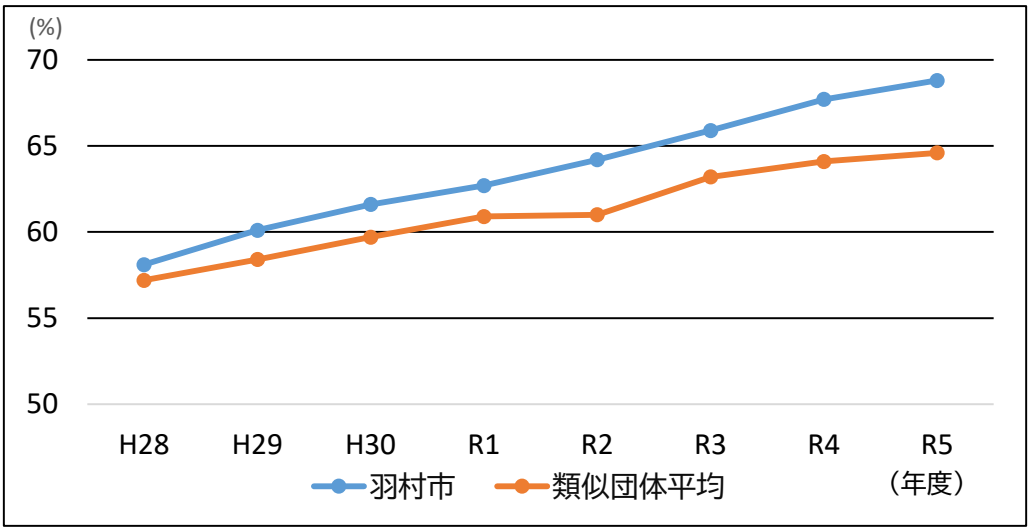


(出典)公共施設状況調査2022

羽村市の公共施設の老朽化状況

公共施設の老朽化を示す指標である有形固定資産減価償却率💬について、羽村市の数値は年々上昇し、令和5年度末現在、68.8%となっており、類似団体と比較しても高く、施設の老朽化が進行しています。(図4)

■図4　有形固定資産減価償却率の推移



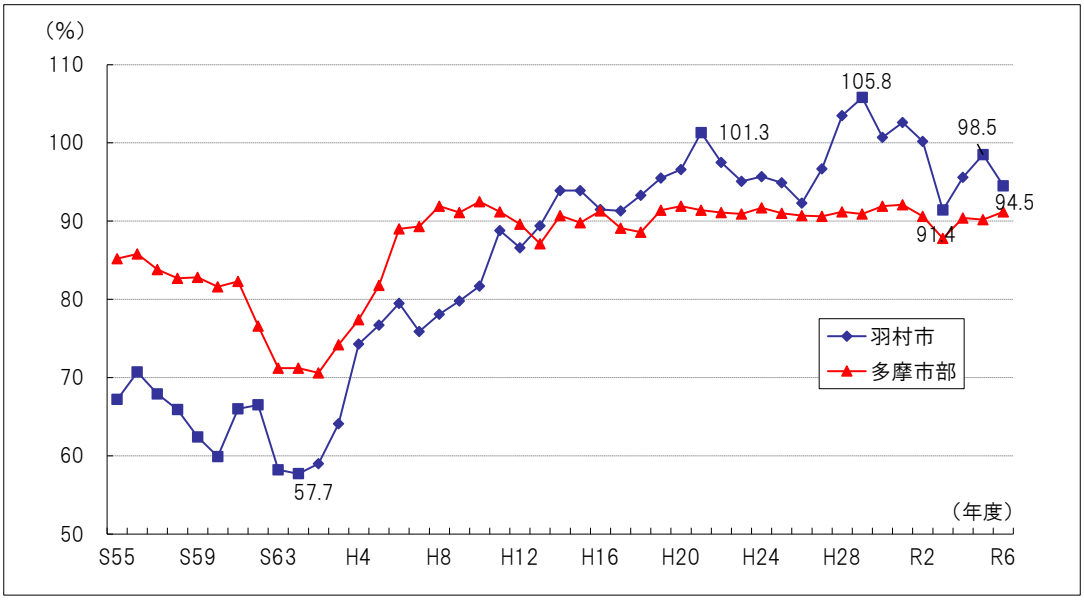
💬有形固定資産減価償却率…建築物や設備が、建築・設置された時からどの程度価値が減少したかを示す指標。この数値が 100%に近いほど老朽化が進んでいることを意味する。

問題認識②～財政構造の変化

公共施設が整備されてきた時代と現在では財政構造が大きく変化しています。これは羽村市に限ったことではなく、都市の発展・成熟などに伴い変化してきたものですが、経常収支比率💬が高止まりし、財政が硬直化しています。(図5)

この比率が高いと投資に回す財源に余裕がないことを示しています。この比率が低かった公共施設の整備をしてきた時代のように、公共施設の再整備に投資していくことが難しい状況です。こうした財政構造の変化が、公共施設の維持を困難なものにしている一つの要因です。

■図5　経常収支比率の推移



💬経常収支比率…市が毎年得る通常の収入のうち、人件費や社会保障費など毎年必ずかかる支出にどれくらい充てられているかを示す割合。この数値が 100%に近いほど、公共施設の整備などにお金を回す余裕がないことを意味する。

コラム① こんな取組も進めています ～財政健全化の取組～

公共施設の整理統合は、将来的な人口減少に伴う建物維持の財源不足に備えて、段階的に公共施設を減らしていく取組であり、現在の財政収支の不足を補うためのものではありません。

一方で、近年の羽村市は、市税収入の低迷や社会保障費の増加などによって厳しい財政状況が続いており、公共施設の整理統合とは別に財政の健全化に向けた様々な取組を行っています。

令和4年度を始期とする第六次羽村市長期総合計画・前期基本計画の計画期間中においては、下記の財政健全化に向けた取組を行い、令和6年度までに約8億5千万円の効果額を生み出しています。

■財政健全化に向けた主な取組
・事務事業の見直し（補助金・助成金の見直しなど）
・受益者負担の適正化（使用料、手数料の見直し）
・ふるさと納税、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングの実施
・ネーミングライツ事業💬の実施
・市有地の売却・借地の返還
・人件費の見直し（特別職給与、管理職手当の引き下げ） など



※ネーミングライツ事業の一例

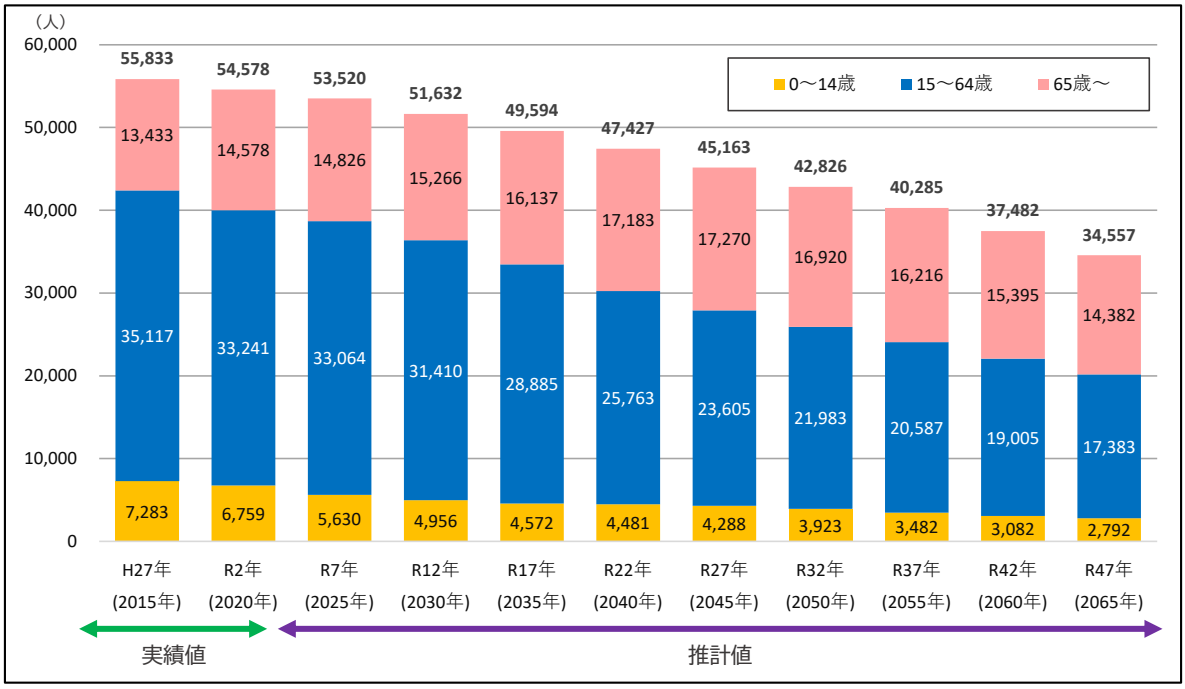
💬ネーミングライツ事業…公共施設や公園等の名称に企業名や商品名等を冠した「愛称」をつける権利（命名権）を民間事業者等に付与し、その対価を得る事業

問題認識③～人口減少

第六次羽村市長期総合計画後期基本計画の基礎調査報告書における将来人口推計では、羽村市の総人口は平成27年の55,833人から本計画の計画終期の令和27年には約2割減の 45,163人となり、その後も減少が続くものと推計しています（図6）。また、東京都の他市の推計と比較すると、羽村市は人口減少が顕著となっています。（図7）

人口減少に伴い、公共施設の維持保全財源も減少していきます。また、公共施設の利用者数も減少していくものと考えられます。

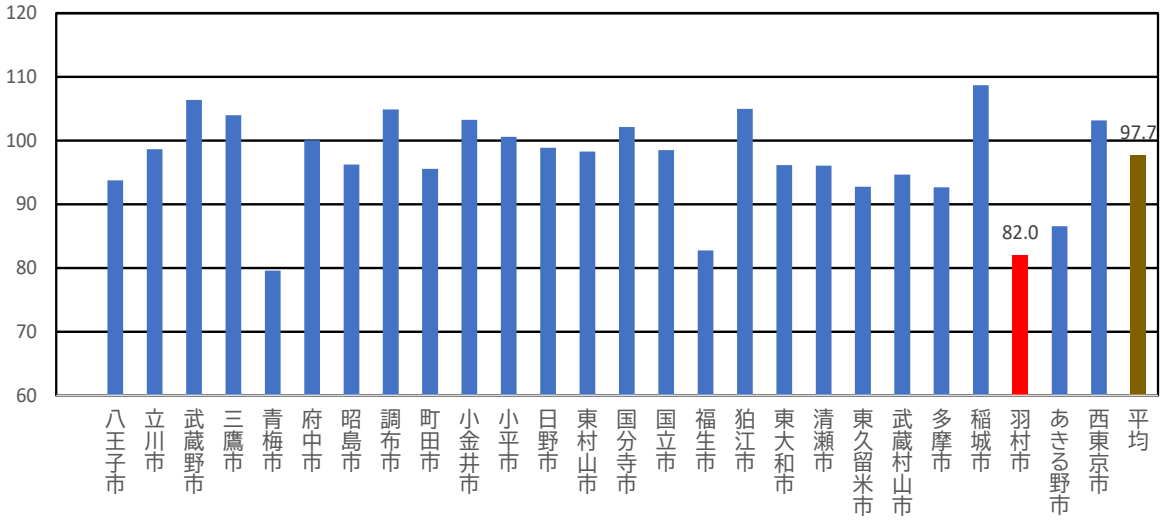
■図6 羽村市の人口の推移と将来推計



（出典）実績値：国勢調査　推計値：第六次羽村市長期総合計画 後期基本計画 基礎調査報告書

■図7　多摩26市の人口変化予測

（令和2年の総人口を100としたときの令和27年の総人口の指数）



（出典）国立社会保障・人口問題研究所　日本の地域別将来推計人口　令和5（2023）年推計

コラム②　こんな取組も進めています　～定住促進に向けた取組～

市では、平成29年にシティプロモーション基本方針を策定し、転出抑制と転入促進を図ることにより、定住人口の増加を目指す取組を推進しています。具体的には、市内で子育てを楽しんでいる家族の写真展などを行う「はむら家族プロジェクト」や、市民記者による羽村の魅力を紹介する記事の発信、フィルムコミッション事業による知名度向上などに取り組み、子育てしやすいまちのブランド化の推進やシビックプライドの醸成を図っています。こうした取組が評価され、「共働き子育てしやすい街ランキング 2022」では全国 4 位にランクインし、「シティプロモーションアワード 2023」では金賞を受賞しました。

フィルムコミッション事業…知名度向上を目的として、映画やテレビ番組、CM 等のロケーション撮影を誘致したり、撮影が円滑に進むよう支援したりする事業。

シビックプライド…「都市や地域に対する市民の誇り」を意味し、単なる郷土愛ではなく、「住民が主体的に地域をより良くしようとする当事者意識や自負心」を指す言葉。

愛情ギュッとずーっとはむら

東京で子育てしやすいまち

「人の温かさ」「都会の便利さ」「自然の豊かさ」
子どもの成長に大切なモノと家族に必要なモノが
小さなまちにバランスよくそろっている東京の
羽村市だから、みんなの優しさで子どもを育てる、
家族の笑顔があふれる暮らし方を実現できるのです。

2. 公共施設(建築物)の維持補修・更新費用の試算と総量抑制の目標

平成28年3月時点で、羽村市が保有する建築物の総量は168施設、延床面積約15万7,000㎡です。ここを基準に、そのままこの総量を維持する場合、更新周期を60年、建築後30年に大規模改修を実施するなどの条件で、その後30年間における維持補修及び更新費用を更新費用試算ソフトで算定すると、約450.1億円(年平均約15.0億円)必要となりました。(図8)

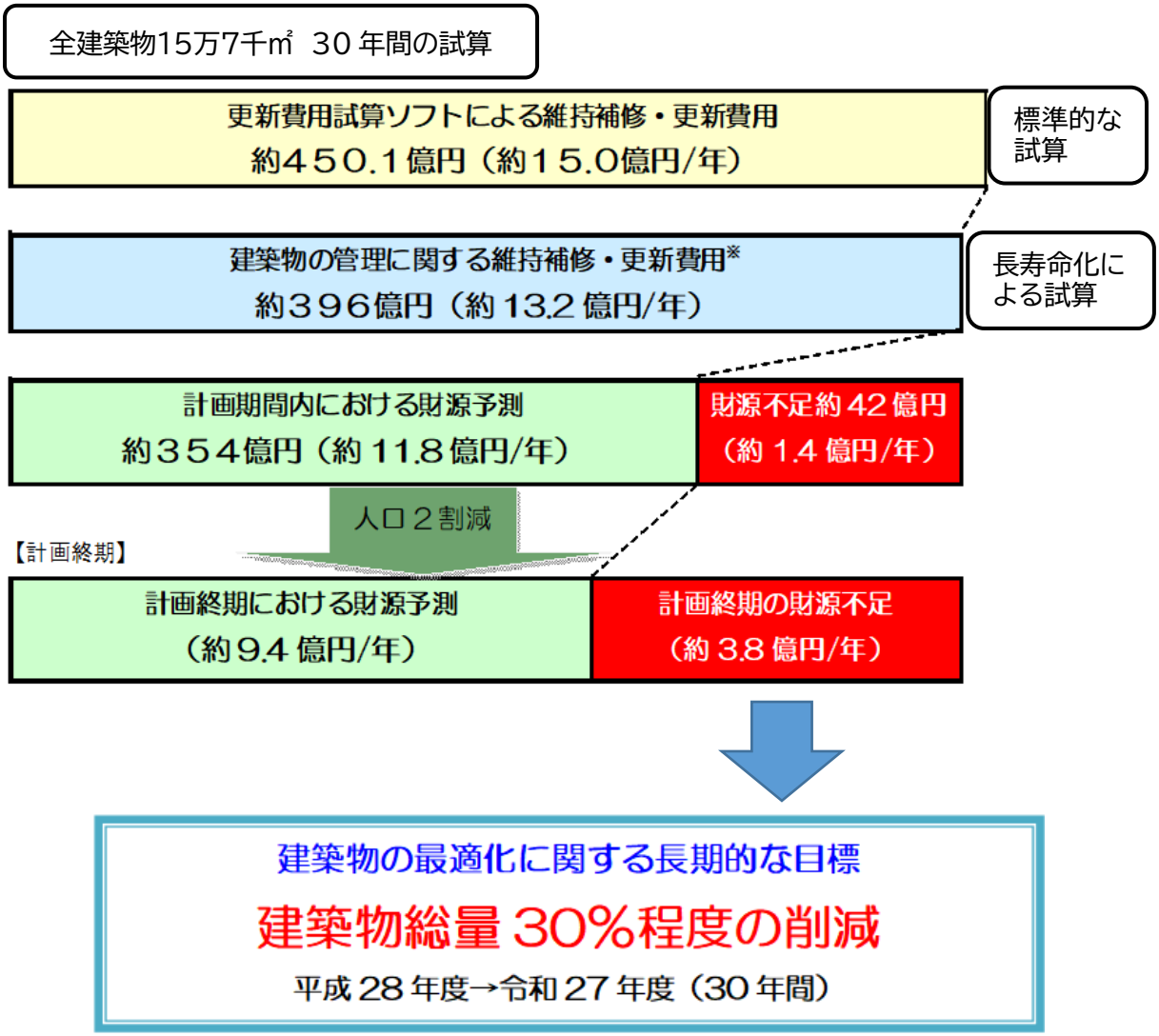
こうした費用を圧縮するため、建築物の長寿命化を基本として維持保全に取り組むこととしています。しかし、取組を実施した場合でも、年平均約13.2億円かかる推計となっており、計画期間内の財源予測の年平均約11.8億円を上回り、財源不足を生じます。

さらに、今後、人口減少に比例して財源も縮小していくことを考慮すると、計画終期には年間約3.8 億円(必要費用の約30%)の財源不足を生じる予測となります。

こうしたことから、財源に応じた保有量に徐々に抑制していくことが必要であり、公共建築物の総量を30%程度縮小していくことを長期的な目標としています。

なお、急激な抑制によりサービス等の質や市民生活などに大きな影響がでることなどを考慮し、財源不足を総量抑制以外の手法で補いながら、目標達成年度は適宜見直すこととしています。

■図8　維持補修・更新費用の試算と総量抑制の目標



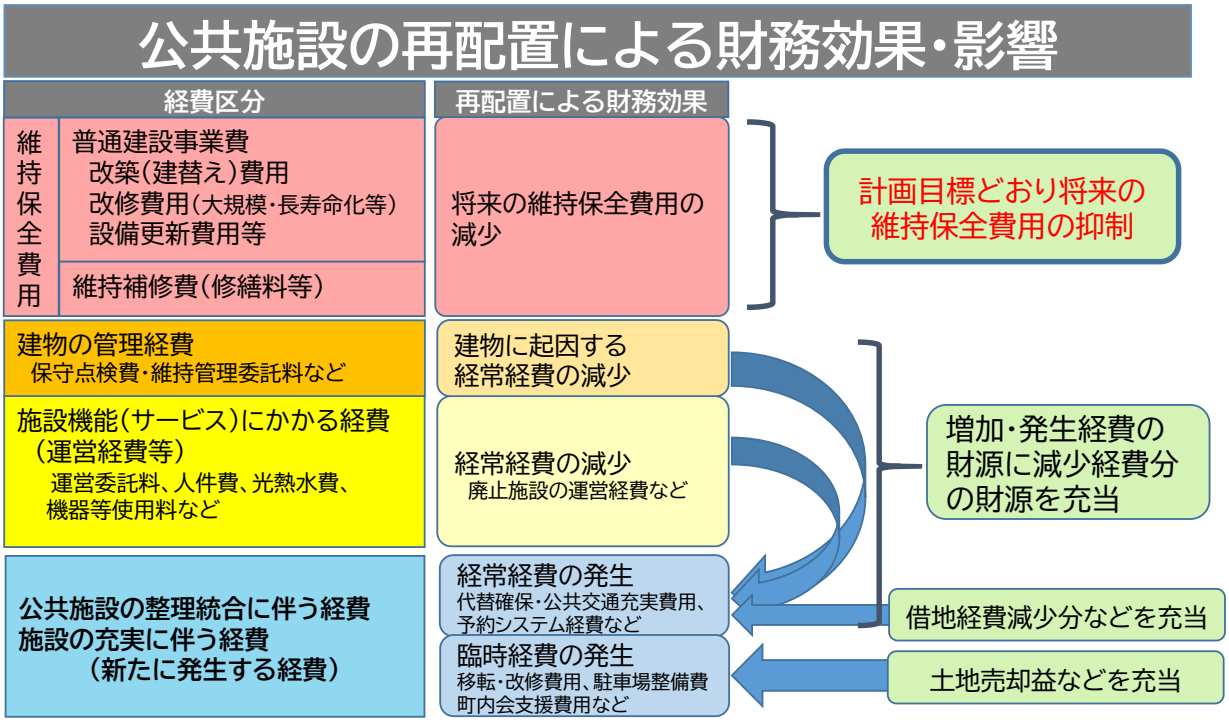
3. 公共施設再配置による財務効果・影響

公共施設の再配置により目指す財政的な効果は、将来の維持保全費用の抑制です。施設の運営費の抑制や施設サービス自体の縮小を目指しているものではありません。

一方で、公共施設の再配置を進めていく中で、建物の管理経費や施設の運営経費などが縮小し、一部に余剰財源が生じたり、施設を廃止する中で、土地の売却益などが生じたりします。(図9)

こうした財源を有効に活用し、整理統合にかかる経費や代替施設を充実する経費に充当するなど、公共施設の整理統合の実現とその先に目指す公共施設の将来の姿の実現を図っていきます。

■図9 公共施設再配置による財務効果・影響



コラム③ 市民アンケートの結果から ～公共施設の総量抑制について～

令和6年に1200名(無作為抽出)の市民を対象に実施した公共施設に関するアンケート調査では、公共施設の総量抑制に一定の理解を示す方が約6割という結果になりました。

■設問

今後、市では人口減少なども踏まえ、公共施設の適正な維持管理を目指し、公共施設の総量の抑制を図っていく考えです。このことについて、あなたはどのように考えますか？
あなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

■結果 (n=585)

公共施設はできるだけ少なくてよい	6.5%	59.7%
人口減少や財源の減少などに応じて公共施設の量を減らすべきである	53.2%	
人口や財源の増減によって公共施設を増減するべきではない	24.3%	27.0%
公共施設の量をもっと増やし、充実を図るべきである	2.7%	
わからない	12.1%	13.3%
無回答	1.2%	

アンケート調査結果の詳細は 49ページに掲載しています。

4. 公共施設再配置の取組の流れ

老朽化問題の提起（平成28年3月～）　羽村市公共施設等総合管理計画の策定

国は、社会問題化したインフラを含めた公共施設の老朽化問題に対処していくため、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、同様の取組を地方公共団体に要請しました。

羽村市では、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の整理統合の取組を開始しました。

ステップ1　総量抑制方針の決定（令和4年2月）　第六次羽村市長期総合計画の策定

市の最上位計画である第六次羽村市長期総合計画を策定し、市の将来像を実現していくための施策として、公共施設の総量抑制方針を掲げました。

「人口動態や市民ニーズなどによる変化する利用需要や老朽化の状況を踏まえ公共施設の集約化・複合化・廃止などにより、総量の抑制を図ります」としています。

ステップ2　総量目標と取組手法の決定（令和6年3月）　羽村市公共施設等総合管理計画の改定

第六次羽村市長期総合計画の分野別計画である公共施設等総合管理計画を大幅に改定し、総量抑制の目標として公共建築物の30%程度の削減を掲げるとともに、市の公共施設全体で集中的に検討を行うため、公共施設再配置構想などの策定に取り組むこととしました。

ステップ3　整理統合の骨子の決定（令和8年9月）　羽村市公共施設再配置構想の策定

羽村市公共施設等総合管理計画に基づき、下記のプロセスを経て、市の公共施設全体で集中的に検討を行い、各施設の整理統合の方向性や実施時期など、整理統合の骨子を示す「羽村市公共施設再配置構想」を策定しました。

取組周知（広報、動画配信、ポスター掲示等）（令和6年度～）
公共施設に関するアンケートの実施（令和6年7月）
公共施設利用者アンケートの実施（令和6年度）
公共施設カルテ等（カルテ・アンケート結果・利用率）の作成・公表（令和6年度）
公共施設再配置の試案作成（庁内検討）（令和6年度）
試案内容について施設関係者と調整（令和7年5月～8月）
検討中の案として「たたき台」を公表し意見募集（令和7年9月～11月）
懇談会の実施（令和7年9月～10月）
「たたき台」を修正し「たたき台 ver. 2」として公表し意見募集（令和8年3月～5月）
懇談会等の実施（令和8年4月～5月）
構想案の公表とパブリックコメント💬の実施（令和8年7月）
羽村市公共施設再配置構想の策定（令和8年9月）

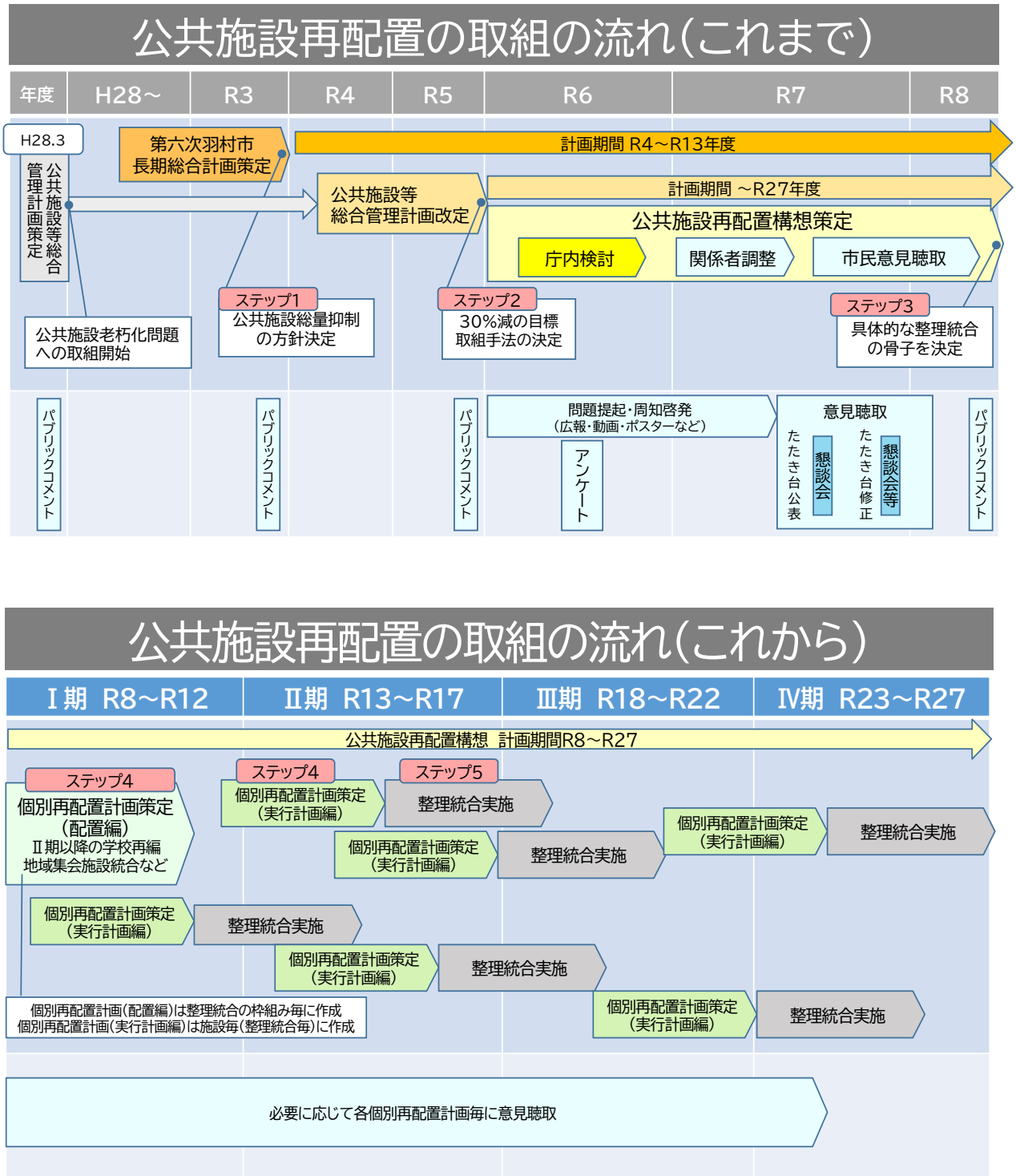
ステップ4　具体的な実行計画の作成（令和8年度～適時）　公共施設個別再配置計画の策定

羽村市公共施設再配置構想に基づき、それぞれの整理統合について、具体的な実施内容やスケジュール、各部署の役割分担等を示す「公共施設個別再配置計画（実行計画編）」を整理統合の実施時期に応じて概ね施設毎に適宜策定します。また、羽村市公共施設再配置構想において、今後示すとした学校再編や地域集会施設の統合などの整理統合の枠組みについては、それぞれに「公共施設個別再配置計画（配置編）」として早期に策定します。なお、公共施設個別再配置計画の策定に当たっては、必要に応じて市民意見の聴取を実施していきます。

ステップ5　整理統合の実施（令和8年度～適時）

公共施設個別再配置計画（実行計画編）に沿って、各部署がそれぞれの役割を果たしながら整理統合を実行していきます。

■図10　公共施設再配置の取組の流れ



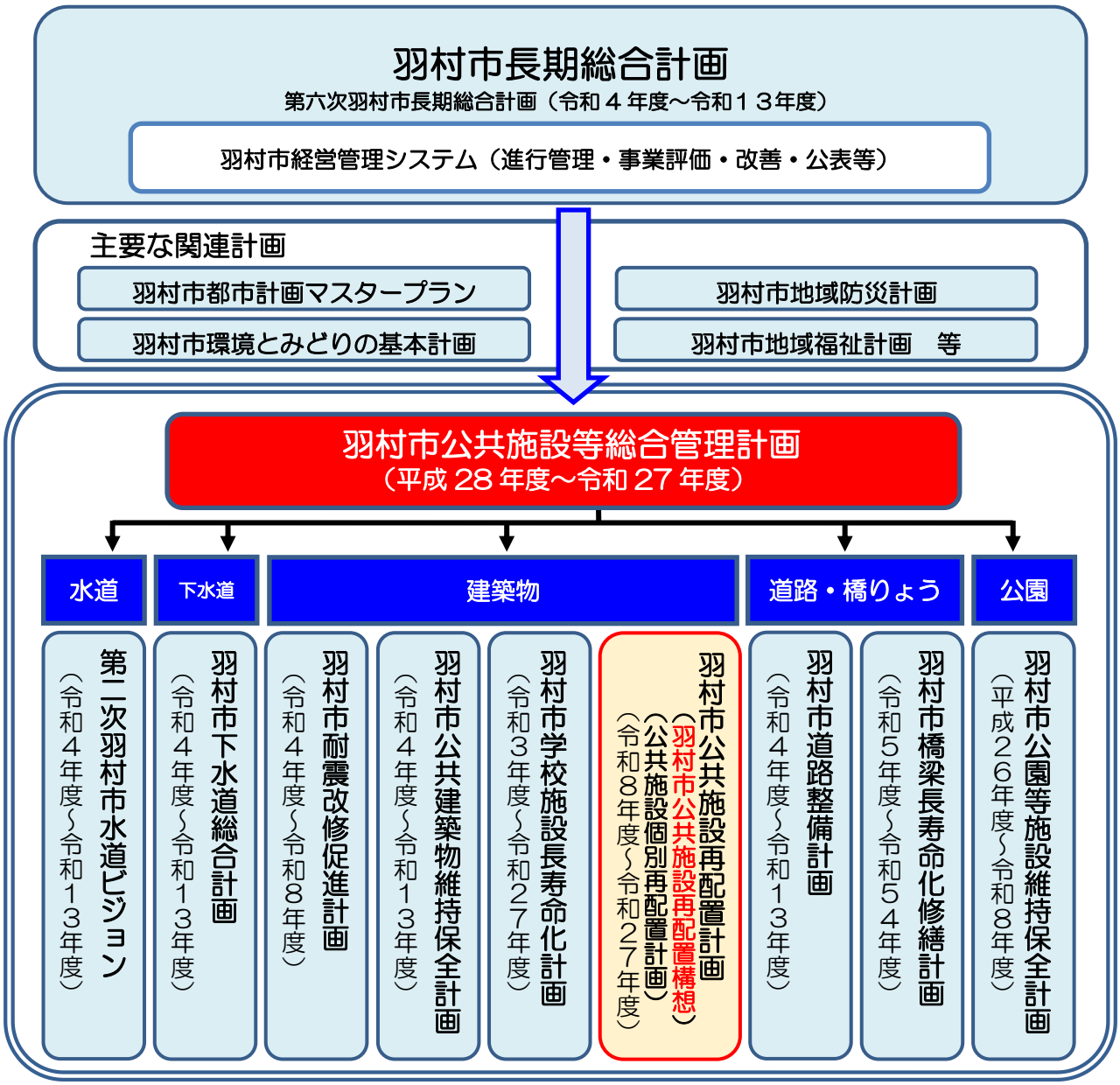
パブリックコメント…「意見公募手続」とも言い、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への参画を推進するため、市の重要な施策などを定める際に、広く市民の皆さんなどからの意見や情報を求める手続き。

第１章　総論

1.　計画の位置付け

公共施設等総合管理計画に基づき、公共建築物に関する個別施設計画として、公共建築物の整理統合の骨子を示すものです。本構想と、今後施設ごとに順次策定する「公共施設個別再配置計画」を併せて「羽村市公共施設再配置計画」と呼びます。（図11）

■図11　計画の位置付け



2. 計画期間

本構想は令和8年度から令和27年度までの20年間を計画期間とし、原則として5年度ごとの4期に分けて取組の実施時期を示します。

Ⅰ期	令和8年度(2026)～令和12年度(2030)頃
Ⅱ期	令和13年度(2031)～令和17年度(2035)頃
Ⅲ期	令和18年度(2036)～令和22年度(2040)頃
Ⅳ期	令和23年度(2041)～令和27年度(2045)頃

3. 対象施設

本構想で対象とする公共施設は、公共施設等総合管理計画に掲げた公共施設のうち、以下の対象外施設を除いた公共建築物80施設、約14万㎡を対象とします。(図12)

【対象外施設】

- インフラ施設(道路、橋りょう、上水道、下水道、公園など)
- 公園内の建築物
- トイレや倉庫など軽微な施設
- 水道施設や廃棄物処理施設、消防団用消防車庫など特殊用途の建築物

■図12　対象施設の一覧

施設種別	施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
行政系施設	市役所本庁舎	S54(1979)	12,455
	市役所西分室	S54(1979)	995
	市役所分庁舎	S56(1981)	767
	羽村駅西口土地区画整理事務所	H4(1992)	249
コミュニティ・集会施設	コミュニティセンター	S59(1984)	1,908
	加美会館	S45(1970)	537
	栄会館	S48(1973)	348
	本町会館	S49(1974)	261
	神明台会館	S50(1975)	250
	緑ヶ丘会館	S55(1980)	352
	富士見平会館	S53(1978)	480
	小作本町会館	S52(1977)	348
	美原会館	S53(1978)	237
	中央館	S44(1969)	668
	川崎会館	S60(1985)	388
	清流会館	S58(1983)	215
	奈賀会館	S56(1981)	244
	三矢会館	S51(1976)	340
	緑ヶ丘三町会館	H4(1992)	164
	田ノ上会館	H2(1990)	102
	東会館	H3(1991)	321
	小作台東会館	S59(1984)	357
	小作台西会館	S62(1987)	383
	五ノ神会館	S46(1971)	537
	緑ヶ丘第二会館	H1(1989)	94
	上水会館	H4(1992)	154
	天王台会館	S57(1982)	584
	双葉町会館	H14(2002)	236

施設種別	施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
市営住宅	富士見平高齢者住宅	H5(1993)	387
	羽加美団地	H6(1994)	978
	美原団地	S56(1981)	2,080
	間坂団地	S59(1984)	1,779
	玉川団地	S45(1970)	714
	栄町団地	S53(1978)	1,681
学校・教育施設	羽村東小学校	S40(1965)	5,448
	羽村西小学校	S63(1988)	5,752
	富士見小学校	S44(1969)	6,251
	栄小学校	S46(1971)	5,670
	松林小学校	S49(1974)	5,533
	小作台小学校	S51(1976)	4,802
	武蔵野小学校	S54(1979)	5,897
	羽村第一中学校	S39(1964)	8,650
	羽村第二中学校	S46(1971)	8,789
	羽村第三中学校	S57(1982)	9,138
	教育相談室	H9(1997)	389
スポーツ・ レクリエーション施設	スポーツセンター(S＆Dスポーツアリーナ羽村)	S55(1980)	6,302
	スイミングセンター(S＆Dスイミングプラザ羽村)	H2(1990)	3,229
	弓道場	H16(2004)	232
子育て支援施設 ※富士見小学校学童クラブは 富士見小学校の延床面積に 含んでいます。	中央児童館	S56(1981)	512
	東児童館	H10(1998)	1,707
	西児童館	H3(1991)	799
	東学童クラブ	S63(1988)	121
	奈賀学童クラブ	S56(1981)	85
	松林学童クラブ	H12(2000)	151
	小作台学童クラブ	H3(1991)	91
	小作台第二学童クラブ	H11(1999)	152
	西学童クラブ	H17(2005)	149
	富士見学童クラブ	S60(1985)	132
	(旧)富士見第二学童クラブ	H12(2000)	57
	栄学童クラブ	S62(1987)	118
	栄第二学童クラブ	H22(2010)	59
	武蔵野学童クラブ	H10(1998)	100
	武蔵野第二学童クラブ	H9(1997)	142
	富士見小学校学童クラブ	S53(1978)	※[108]
高齢福祉施設	老人福祉センターいこいの里	H3(1991)	1,660
	老人福祉センターじゅらく苑	S59(1984)	935
	シルバー人材センター	H4(1992)	526
障害福祉施設	福祉センター	H11(1999)	3,126
	障害者就労支援センターエール	H5(1993)	115
健康福祉施設・医療施設	保健センター	H10(1998)	1,497
	平日夜間急患センター	S61(1986)	202
社会教育施設	生涯学習センターゆとろぎ(プリモホールゆとろぎ)	H17(2005)	9,591
	郷土博物館	S58(1983)	1,837
	図書館(プリモライブラリーはむら)	H12(2000)	3,279
	小作台図書室	S62(1987)	157
産業系施設	産業福祉センター	S46(1971)	1,050
	農産物直売所	H13(2001)	330
	観光案内所	H18(2006)	83
その他施設	富士見斎場	S52(1977)	613
	自転車保管所	H5(1993)	191

本構想の対象施設位置図



高齢福祉施設
1 老人福祉センターいこいの里
2 老人福祉センターじゅらく苑（コミュニティセンター内）
3 シルバー人材センター

障害福祉施設
1 福祉センター
2 障害者就労支援センターエール

健康福祉施設・医療施設
1 保健センター
2 平日夜間急患センター

産業系施設
1 産業福祉センター
2 農産物直売所
3 観光案内所

学校・教育施設
1 羽村東小学校
2 羽村西小学校
3 富士見小学校
4 栄小学校
5 松林小学校
6 小作台小学校
7 武蔵野小学校
8 羽村第一中学校
9 羽村第二中学校
10 羽村第三中学校
11 教育相談室

社会教育施設
1 生涯学習センターゆとろぎ（プリモホールゆとろぎ）
2 郷土博物館
3 図書館（プリモライブラリーはむら）
4 小作台図書室（小作台西会館内）

行政系施設
1 市役所本庁舎
2 市役所西分室
3 市役所分庁舎
4 羽村駅西口土地区画整理事務所

市営住宅
1 富士見平高齢者住宅
2 羽加美団地
3 美原団地
4 間坂団地
5 玉川団地
6 栄町団地

その他施設
1 富士見斎場
2 自転車保管所

スポーツ・レクリエーション施設
1 スポーツセンター（S&Dスポーツアリーナ羽村）
2 スイミングセンター（S&Dスイミングプラザ羽村）
3 弓道場

コミュニティ・集会施設
1 コミュニティセンター
2 加美会館
3 栄会館
4 本町会館
5 神明台会館
6 緑ヶ丘会館
7 富士見平会館
8 小作本町会館
9 美原会館
10 中央館
11 川崎会館
12 清流会館
13 奈賀会館
14 三矢会館
15 緑ヶ丘三会館
16 田ノ上会館
17 東会館
18 小作台東会館
19 小作台西会館
20 五ノ神会館
21 緑ヶ丘第二会館
22 上水会館
23 天王台会館（中央児童館内）
24 双葉町会館

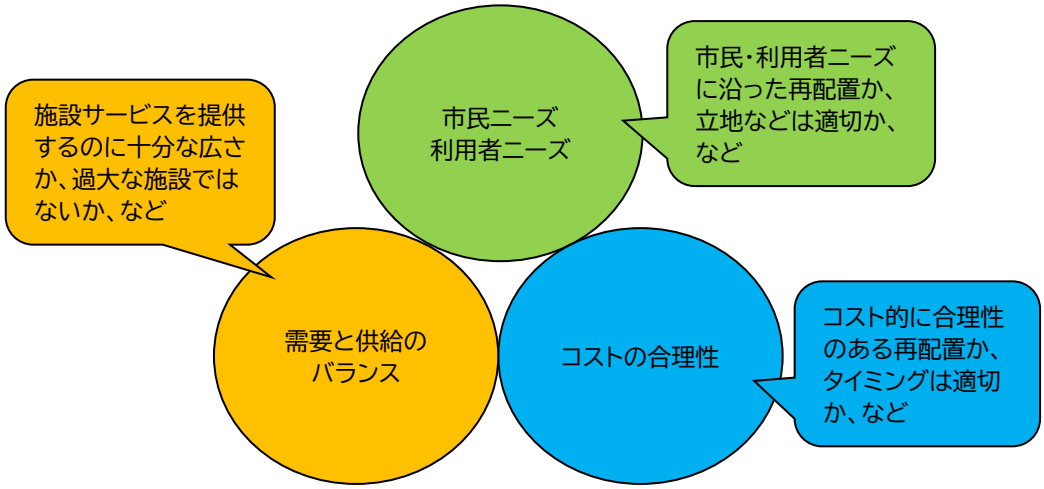
子育て支援施設	
1 中央児童館	9 西学童クラブ
2 東児童館	10 富士見学童クラブ
3 西児童館	11 （旧）富士見第二学童クラブ
4 東学童クラブ	12 栄学童クラブ
5 奈賀学童クラブ（中央児童館内）	13 栄第二学童クラブ
6 松林学童クラブ	14 武蔵野学童クラブ（東児童館内）
7 小作台学童クラブ（西児童館内）	15 武蔵野第二学童クラブ
8 小作台第二学童クラブ	16 富士見小学校学童クラブ（富士見小学校内）

4. 整理統合の基本方針

建築物を健全な状態で維持し、必要とされる公共施設の機能を将来にわたって提供していくため、公共建築物の整理統合を行い、公共建築物の総量の抑制を図ります。

本構想の策定に当たっては、以下の三つの視点から検討を行いました。(図13)

■図13　整理統合の検討における三つの視点



市民ニーズ・利用者ニーズへの対応の視点

- 今後も多くの市民が必要とする核となる公共施設は、長期的に健全に維持します。
- 施設廃止時も他の公共施設での代替などにより、必要とされる施設機能を確保します。
- 同種の施設はできるだけ偏りが生じないようバランスを考慮して配置します。
- 予約システムの導入や交通利便性の確保など、施設の利用環境の向上を図ります。

需要と供給のバランスの確保の視点

- 利用人口や利用率などの需要に応じて施設総量の抑制を図ります。
- 将来的な需要の増減を想定し、計画的に整理統合を図ります。
- 利用対象者や利用用途の拡大などにより、施設利用の効率化を図ります。
- 空きスペースや余剰スペースの活用により、施設利用の効率化を図ります。
- 他の公共施設や民間施設などにより代替可能な施設機能は、見直しを図ります。

コストの合理性の視点

- 長寿命化などを実施し、できる限り既存の施設の長期活用を推進します。
- 建物の現在価値(簿価)も踏まえて整理統合を検討します。
- 整理統合後の資産売却などにより、維持保全費用の財源確保を図ります。
- 施設の改修・改築では、国等の補助金や起債等の活用を図り、コストの抑制を図ります。

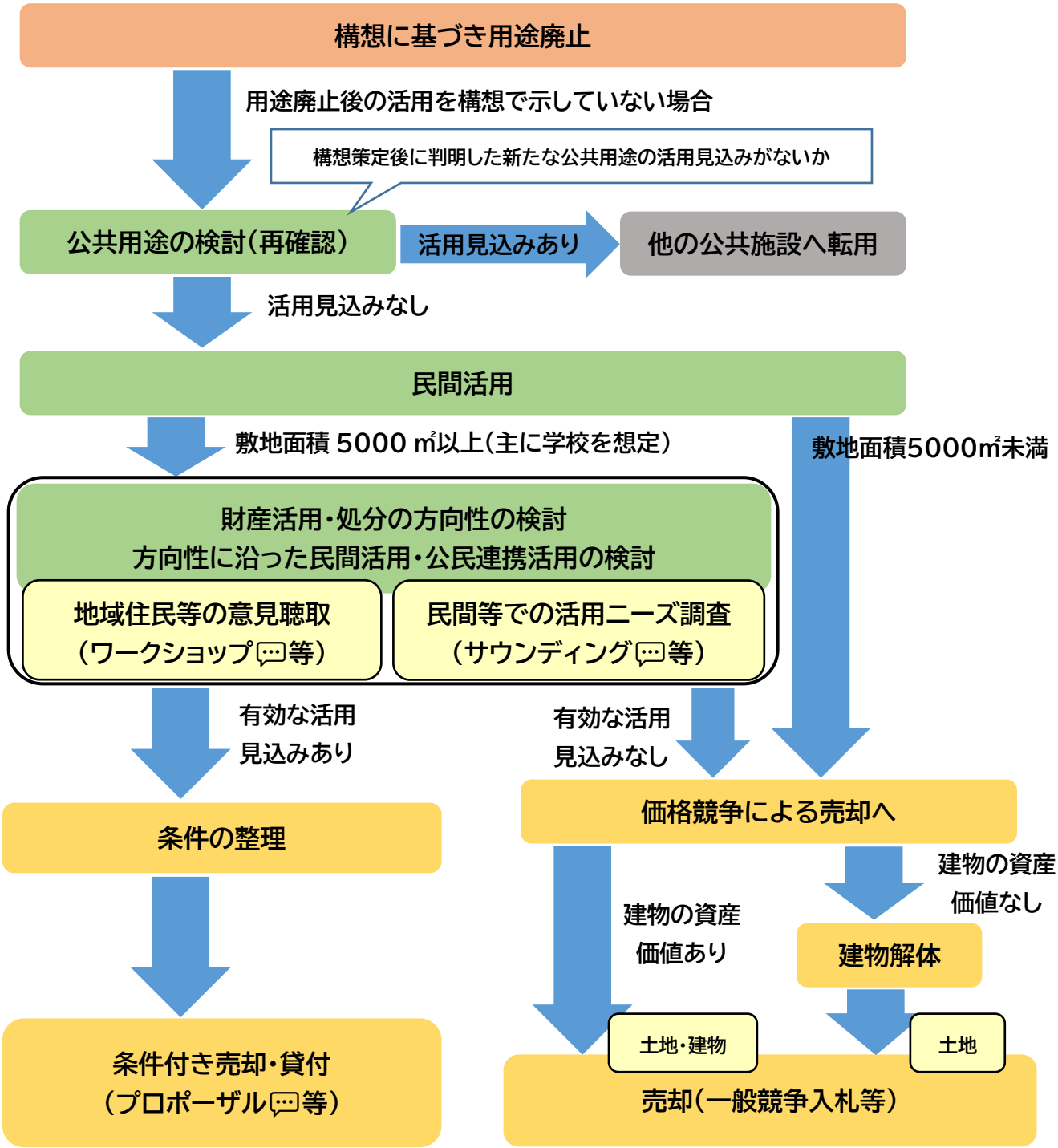
その他総合的な視点

- 施設の本来的な機能のほか、防災や地域活動の場など、本来機能以外の必要性も確認し、機能確保を図ります。
- 他種施設の複合化については、相乗効果が確実に得られる場合、積極的に推進します。
- 規模の大きな施設の廃止後の財産処分については、総合的な視点から処分方法を検討します。

5. 廃止となる施設の建物・土地の取扱いについて

整理統合によって廃止となる施設の建物・土地については、公共用途での活用見込みがない場合、財産を有効に活用するため、原則として一般競争入札により民間等へ売却します。ただし、学校など一定規模以上の建物・土地の財産活用・処分については、まちづくり等の観点から、民間のニーズ調査を実施し、地域住民の意見を聞きながら、財産活用・処分の方向性を検討していきます。有効な民間活用や公民連携活用が見つかった場合は、条件付きでの売却や貸付などの資産活用を図っていきます。(図14)

■図14　財産活用・処分の流れ



ワークショップ…参加者が主体となり、対話や作業を通して学びやアイデアを共創する体験型の講座やグループ学習のこと。
サウンディング…自治体などが民間事業者と直接対話を行い、事業アイデア、実現可能性、市場性などを把握・収集する手法。
プロポーザル…売買契約や業務委託などの発注先を選定する際に、価格だけでなく「企画提案」「技術力」「経験」などの総合的な能力を基に、最適な事業者を選ぶ方式のこと。

コラム④　他自治体の事例を紹介します　～学校の跡地活用～

平成16年度から令和5年度までの20年間に全国で廃校となった公立学校の数は6,740 校（※）に上り、年間平均で337校が廃校となりました（文部科学省「令和6年度廃校施設活用状況実態調査」より）。元学校施設としてのメリット（まとまったスペース、コストパフォーマンス、話題性等）を生かして、全国各地で民間との連携により、廃校が様々な用途で活用されています。

【民間活用事例】
青森県大鰐町…生ハム工房
茨城県行方市…体験型農業テーマパーク
埼玉県小鹿野町…テレビ・CM撮影等のロケ地
山梨県身延町…ドローン開発・研究等施設
静岡県島田市…グランピング施設



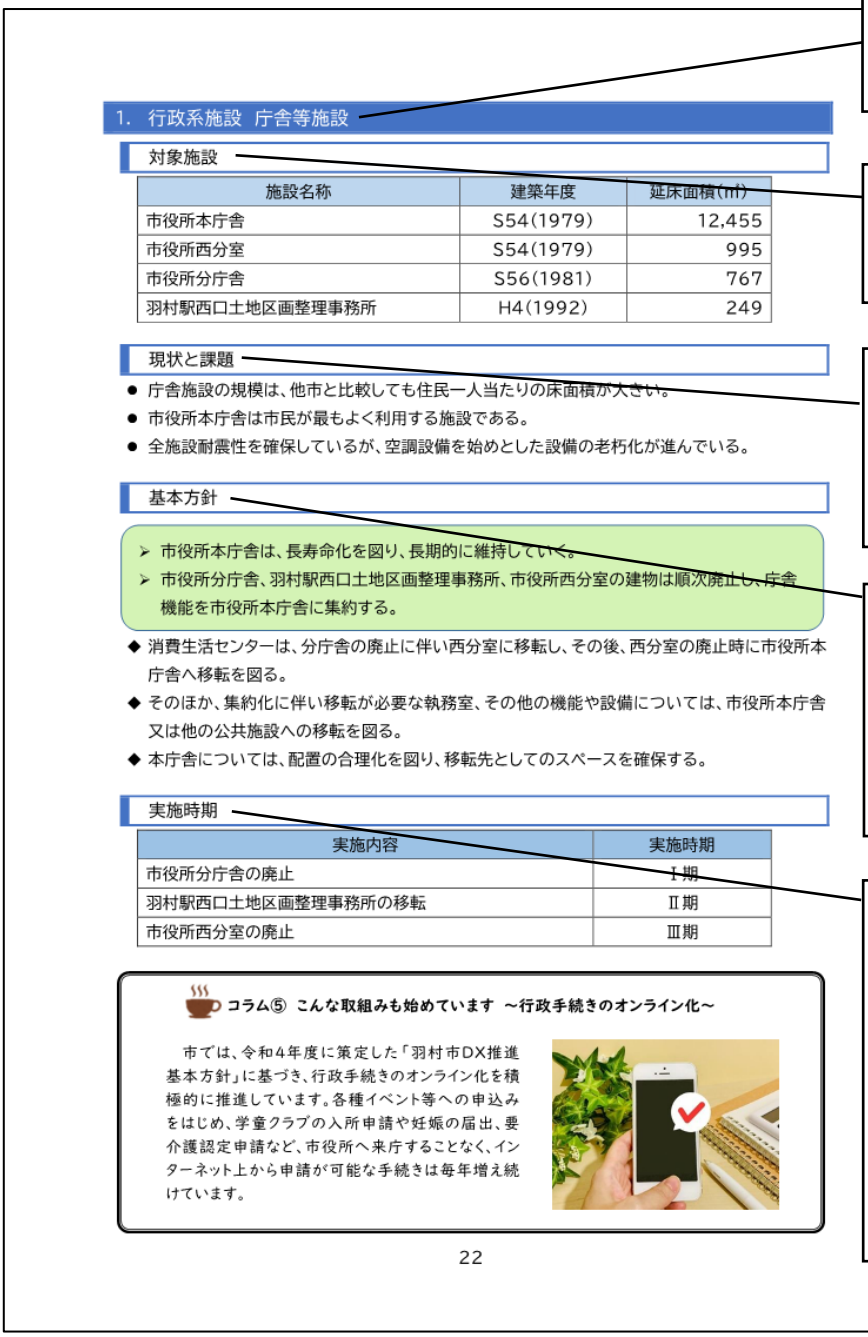
文部科学省のウェブサイトでは、全国の廃校活用事例が紹介されています。

※文部科学省「令和6年度廃校施設活用状況実態調査」では、各市区町村の条例上廃止となった学校を廃校としてカウントしており、平成16年度～令和5年度に発生した廃校数を8,850校としていますが、そのうち 2,110 校は他の学校と統合するなどして、新たな学校として校舎を再利用しているため、実質的な廃校数は 6,740 校となります。

第２章　各論

この章では、公共施設を12の類型に分類し、類型ごとに各施設の再配置の方針や実施時期を示しています。

■各論のページの見方



1．行政系施設　庁舎等施設

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
市役所本庁舎	S54(1979)	12,455
市役所西分室	S54(1979)	995
市役所分庁舎	S56(1981)	767
羽村駅西口土地区画整理事務所	H4(1992)	249

現状と課題

- 庁舎施設の規模は、他市と比較しても住民一人当たりの床面積が大きい。
- 市役所本庁舎は市民が最もよく利用する施設である。
- 全施設耐震性を確保しているが、空調設備を始めとした設備の老朽化が進んでいる。

基本方針

- 市役所本庁舎は、長寿命化を図り、長期的に維持していく。
- 市役所分庁舎、羽村駅西口土地区画整理事務所、市役所西分室の建物は順次廃止し、庁舎機能を市役所本庁舎に集約する。

◆ 消費生活センターは、分庁舎の廃止に伴い西分室に移転し、その後、西分室の廃止時に市役所本庁舎へ移転を図る。
◆ そのほか、集約化に伴い移転が必要な執務室、その他の機能や設備については、市役所本庁舎又は他の公共施設への移転を図る。
◆ 本庁舎については、配置の合理化を図り、移転先としてのスペースを確保する。

実施時期

実施内容	実施時期
市役所分庁舎の廃止	Ⅰ期
羽村駅西口土地区画整理事務所の移転	Ⅱ期
市役所西分室の廃止	Ⅲ期

コラム⑤　こんな取組みも始めています　～行政手続きのオンライン化～

市では、令和４年度に策定した「羽村市DX推進基本方針」に基づき、行政手続きのオンライン化を積極的に推進しています。各種イベント等への申込みをはじめ、学童クラブの入所申請や妊娠の届出、要介護認定申請など、市役所へ来庁することなく、インターネット上から申請が可能な手続きは毎年増え続けています。

22

施設の類型を示しています。

施設類型ごとの対象施設の一覧です

対象施設の現状と課題を記述しています。再配置を実施する上での根拠となる部分です。

対象施設の再配置の方向性を示しています。
緑の枠内で大枠の方針を示し、欄外には補足事項を記述しています。

基本方針で示した再配置の実施時期を示しています。
原則として各期の５年間の間に整理統合を実施することを意味しています。
計画期間については、15ページもご確認ください。

1. 行政系施設

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
市役所本庁舎	S54(1979)	12,455
市役所西分室	S54(1979)	995
市役所分庁舎	S56(1981)	767
羽村駅西口土地区画整理事務所	H4(1992)	249

現状と課題

- 庁舎施設の規模は、他市と比較しても住民一人当たりの床面積が大きい。
- 市役所本庁舎は市民が最もよく利用する施設である。
- 全施設耐震性を確保しているが、空調設備を始めとした設備の老朽化が進んでいる。

基本方針

- 市役所本庁舎は、長寿命化を図り、長期的に維持していく。
- 市役所分庁舎、羽村駅西口土地区画整理事務所、市役所西分室の建物は順次廃止し、庁舎機能を市役所本庁舎に集約する。

◆ 消費生活センターは、分庁舎の廃止に伴い西分室に移転し、その後、西分室の廃止時に市役所本庁舎へ移転を図る。

◆ そのほか、集約化に伴い移転が必要な執務室、その他の機能や設備については、市役所本庁舎又は他の公共施設への移転を図る。

◆ 本庁舎については、配置の合理化を図り、移転先としてのスペースを確保する。

実施時期

実施内容	実施時期
市役所分庁舎の廃止	Ⅰ期
羽村駅西口土地区画整理事務所の移転	Ⅱ期
市役所西分室の廃止	Ⅲ期

コラム⑤　こんな取組も始めています　～行政手続きのオンライン化～

市では、令和4年度に策定した「羽村市DX推進基本方針」に基づき、行政手続きのオンライン化を積極的に推進しています。各種イベント等への申込みをはじめ、学童クラブの入所申請や妊娠の届出、要介護認定申請など、市役所に来庁することなく、インターネット上から申請が可能な手続きは毎年増え続けています。



2. コミュニティ・集会施設

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
コミュニティセンター	S59(1984)	1,908
地域集会施設	—	—
加美会館	S45(1970)	537
栄会館	S48(1973)	348
本町会館	S49(1974)	261
神明台会館	S50(1975)	250
緑ヶ丘会館	S55(1980)	352
富士見平会館	S53(1978)	480
小作本町会館	S52(1977)	348
美原会館	S53(1978)	237
中央館	S44(1969)	668
川崎会館	S60(1985)	388
清流会館	S58(1983)	215
奈賀会館	S56(1981)	244
三矢会館	S51(1976)	340
緑ヶ丘三町会館	H4(1992)	164
田ノ上会館	H2(1990)	102
東会館	H3(1991)	321
小作台東会館	S59(1984)	357
小作台西会館	S62(1987)	383
五ノ神会館	S46(1971)	537
緑ヶ丘第二会館	H1(1989)	94
上水会館	H4(1992)	154
天王台会館(中央児童館内)	S57(1982)	584
双葉町会館	H14(2002)	236

※地域集会施設は条例上、地域集会施設と学習等供用施設に分かれていますが、本構想では便宜上、いずれも地域集会施設として表記しています。

現状と課題

- コミュニティセンター・地域集会施設は、他市と比べ住民一人当たりの床面積が大きい。
- 貸室が施設の主な機能であるが、ほかにも生涯学習センターゆとろぎなど同様の貸室機能を有する施設が多い。
- 貸室等の利用率は低く、利用率、利用者数ともに減少傾向にある。
- 地域集会施設は施設の立地に偏りがある。
- 地域集会施設は町内会・自治会の利用が主で、一般の利用が少ない施設が多い。
- 地域集会施設は予約システムが未導入など一般に利用がしづらい。
- 全体に設備等を含め老朽化が進んでいる施設が多い。

地域集会施設別の町内会区域人口

施設名称	条例で使用料の免除を規定している町内会	区域人口
加美会館	間坂第一町内会、間坂第二町内会、宮地町内会	4,260 人
栄会館	栄町第一町内会、栄町第二町内会	4,954 人
本町会館	本町第一町内会、本町第二町内会、本町第三町内会	1,640 人
神明台会館	神明台町内会	4,938 人
緑ヶ丘会館	緑ケ丘第一町内会、緑ケ丘西町内会	3,957 人
富士見平会館	東台町内会、富士見平第一町内会	2,967 人
小作本町会館	小作本町町内会	1,733 人
美原会館	美原町内会	2,308 人
中央館	田ノ上第二町内会、田ノ上第三町内会	1,444 人
川崎会館	川崎東町内会、川崎西町内会	1,975 人
清流会館	清流町内会	407 人
奈賀会館	奈賀一町内会	496 人
三矢会館	神明台上町内会	3,016 人
緑ヶ丘三町会館	緑ケ丘三丁目町内会	808 人
田ノ上会館	田ノ上第一町内会	811 人
東会館	東第一町内会、東第二町内会	1,195 人
小作台東会館	小作台東町内会	2,307 人
小作台西会館	小作台西町内会	3,612 人
五ノ神会館	五ノ神東町内会、五ノ神中町内会	3,684 人
緑ヶ丘第二会館	緑ケ丘第二町内会	1,589 人
上水会館	上水通り町内会	740 人
天王台会館	奈賀二町内会	441 人
双葉町会館	双葉富士見町内会、双葉町松原町内会	2,897 人

※人口は令和6年10月1日現在

※各町内会の加入者数を示したものではありません。

基本方針

コミュニティセンター

- コミュニティセンターを廃止し、貸室機能を生涯学習センターゆとろぎや地域集会施設等の類似施設で代替していく。

◆ 代替施設となる類似施設の貸室機能がより使いやすくなるように、予約方法や鍵の管理方法等の運営体制を見直す。

◆ 廃止後の建物は除却し、市役所庁舎駐車場として活用を図る。

※コミュニティセンター内のじゅらく苑についても廃止する。（36ページ参照）

地域集会施設

- 23施設の地域集会施設を10施設程度に統合し、市民が利用しやすい公共施設として維持していく。

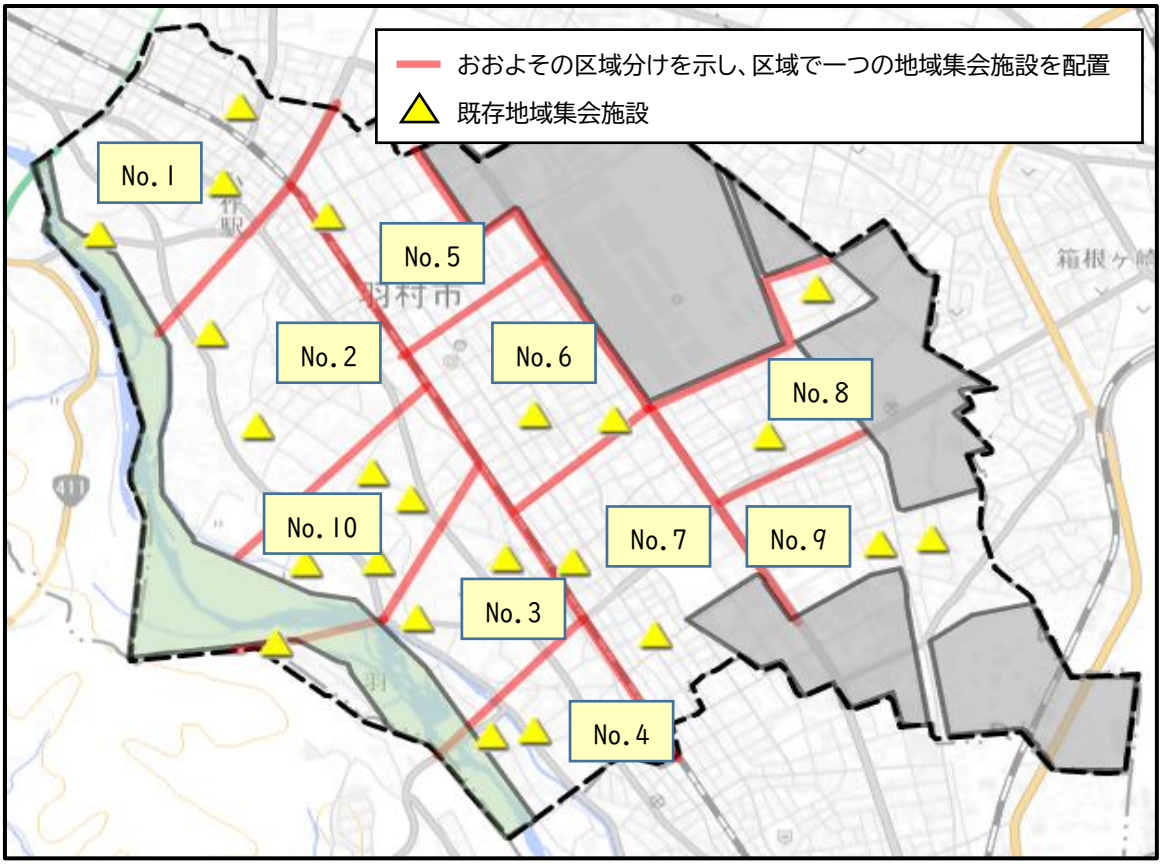
◆ 人口、面積、拠点となる施設までの距離や町内会などの地域のつながりを考慮して10区域程度に分け、区域毎に１カ所の施設に統合を検討する。

◆ 公共施設として維持する地域集会施設は、より使いやすくなるように、予約方法や鍵の管理方法等の運営体制を見直す。

◆ 統合により、拠点移転等が必要となる町内会に対し、移転に係る支援を行う。

◆ 身近に利用できる町内会の拠点確保について、公共施設として使用しない地域集会施設の建物の活用など、町内会と協議しながら支援方法を検討し、実施する。

地域集会施設の将来配置区域分けイメージ



※上記の図は、あくまでも区域分けのイメージであり、実際の区域分けは、市民や町内会の意見を踏まえ決定する。

実施時期

実施内容	実施時期
コミュニティセンターの廃止	Ⅰ期 ※1
地域集会施設の統合	―
①統合の具体的内容の検討・決定 町内会の拠点移転・拠点確保の支援内容の検討	Ⅰ期(R8年度) ※2
②統合の実施	Ⅱ期 ※3

※1　コミュニティセンターは令和８年度末の運営をもって施設を廃止する。

※2　実施時期については、令和8年度中の決定を目指すものとするが、町内会との協議の進展によって、見直しを図る場合がある。

※3　地域集会施設については、建物の耐用年数や他の公共施設の整理統合に伴い、施設によって統合の実施時期が前後する場合がある。

コラム⑥　他自治体の事例を紹介します　～スマートロックで鍵の受け渡しが不要に～

群馬県前橋市では、これまで職員が不在となる土日や夜間に公民館を利用する場合は、事前に窓口で料金を支払い、鍵を受け取る必要がありました。そこで、令和7年度から一部の公民館にスマートロックシステム💬を導入し、メールで通知される暗証番号を入力することで鍵を解錠できるようになりました。さらに、オンライン上で予約からキャッシュレス決済まで対応しているため、利用者は事前に窓口に行くことなく公民館を利用することができるようになりました。従来の窓口や電話での予約も可能なため、インターネットの利用が難しい方にも配慮されています。





💬スマートロックシステム…スマートフォンや暗証番号などを用いて、物理的な鍵を使わずに施設の玄関ドアの施錠・解錠ができるシステム。

3. 公営住宅(市営住宅)

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
富士見平高齢者住宅	H5(1993)	387
羽加美団地	H6(1994)	978
美原団地	S56(1981)	2,080
間坂団地	S59(1984)	1,779
玉川団地	S45(1970)	714
栄町団地	S53(1978)	1,681

現状と課題

- 市営住宅は、公営住宅法に基づく住宅として、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給する目的で設置している。
- 近年、高齢者の入居希望者は増加傾向であり、一般世帯(ファミリー向け)の応募は非常に少ないため、一般世帯向けの入居率が低い市営住宅がある。
- 富士見平高齢者住宅と羽加美団地以外は、建築後40年以上が経過し老朽化が進んでおり、断熱などの環境性能やバリアフリー化などにも課題がある。
- 浸水想定区域内に立地している市営住宅がある。
- 将来の供給戸数については、個人が所有している賃貸住宅を含めて、総合的な住宅政策の検討が必要である。

基本方針

➢ 市営住宅の長寿命化や更新、廃止については、対象とする住宅困窮者について十分に予測・検討し、将来の公営住宅としての供給戸数や将来の対象世帯数等を明確にして、各住宅の存続・廃止などの将来計画を別途策定・公表する。

実施時期

実施内容	実施時期
市営住宅に関する将来計画の策定・公表	Ⅰ期(R8年度)

4. 学校･教育施設

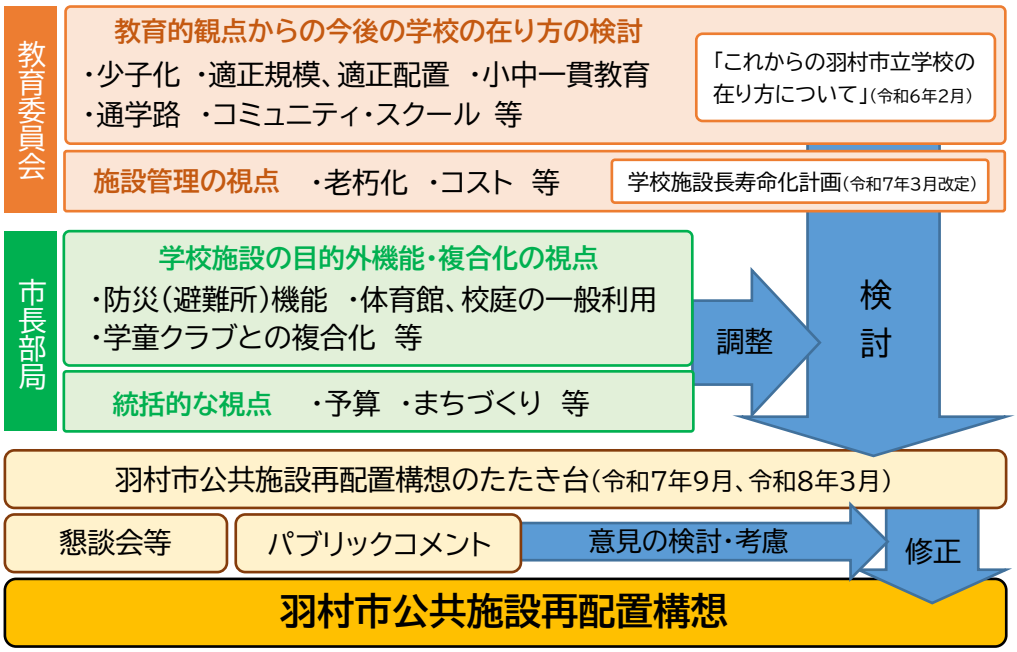
対象施設

施設名称		建築年度	延床面積(㎡)
小学校		—	—
	羽村東小学校	S40(1965)	5,448
	羽村西小学校	S63(1988)	5,752
	富士見小学校	S44(1969)	6,251
	栄小学校	S46(1971)	5,670
	松林小学校	S49(1974)	5,533
	小作台小学校	S51(1976)	4,802
	武蔵野小学校	S54(1979)	5,897
中学校		—	—
	羽村第一中学校	S39(1964)	8,650
	羽村第二中学校	S46(1971)	8,789
	羽村第三中学校	S57(1982)	9,138
教育相談室		H9(1997)	389

これまでの学校施設の再配置の検討の流れ

学校の設置や廃止に関する事務は基本的には教育委員会の職務権限ですが、学校は避難所や地域の活動場所といった教育以外の機能も担っています。そのため、学校の再配置の検討に当たっては、教育委員会と市長部局の役割を明確にしつつ、相互の連携が不可欠です。

本構想における学校施設の検討に当たっては、まず教育委員会が教育的観点から今後の学校の在り方について検討しました。市長部局は、その検討内容を踏まえて、目的外機能や、予算･まちづくり等の統括的な視点から検討を加え、相互に調整した上で、羽村市公共施設再配置構想として作成しました。



現状と課題

- 羽村市教育委員会「これからの羽村市立学校の在り方について」（59ページ参照）より抜粋

> - 児童・生徒数の減少→将来的に小学校2校・中学校2校程度への再編が想定される。
> - 市内のどの位置に学校を設置しても、国の示す通学基準を大方満たすため、通学に大きな支障はないと考えられる。
> - 小中一貫教育をより充実し「生きる力」を着実に育む観点から、学校の数だけでなく、その形態も重要である。
> - 地域における学校の役割や活用方法について検討し、持続可能で地域社会に開かれた学校を実現することが必要である。

- 松林小学校・羽村第三中学校については、他校と比べ、児童・生徒数が非常に少なく、クラス替えや部活動など学校運営に影響のある状況である。
- 武蔵野小学校は今後の児童数の減少が顕著で、今後6年間で児童数が約40%減少する見込みである。
- 学校施設は公共施設（建築物）の総床面積の約半分を占め、法定耐用年数を超過している建物が多く、老朽化が進んでいる。
- 市民アンケートの結果、学校統廃合については、「積極的に統廃合するべき」20.7%、「統廃合は必要だが、最小限にとどめるべき」63.2%となっている。
- 統廃合する場合でも、避難所・避難場所などの防災機能、スポーツ等の地域活動の場としての機能を維持していく必要がある。
- 学童クラブの設置は、登所時の安全性から、学校内又は隣接地への設置が望まれている。
- 教育相談室は土地区画整理事業施行区域内に立地しているため、移転が必要となる。
- 教育相談室の機能移転については、相談機能は市教育委員会と子育て部門との連携、適応指導教室については通学と設置環境に配慮が必要である。
- 学校に設置されているプールについては、設備等の老朽化とともに、夏季の猛暑時の授業実施ができない場合がある。

基本方針

> 小・中学校
> ① 松林小学校と武蔵野小学校を統合し、校舎は武蔵野小学校を使用する。
> ② 羽村第三中学校と羽村第二中学校を統合し、校舎は羽村第二中学校を使用する。
> ③ 上記①②以降の学校の再編については、「これからの羽村市立学校の在り方について」を踏まえ、段階的に進めていく。

- ◆ 将来的な児童・生徒数の減少を踏まえ、子供たちのより良い教育環境の整備と、学校教育の質の更なる向上を目指すことが学校再編の目的である。その目的に沿って、取組を進める。
- ◆ 再編内容の検討・決定に当たっては、学校関係者等から意見を伺い、慎重かつ丁寧に進めていく。
- ◆ 通学時の安全確保（特に小学校低学年の通学）については再編に併せて検討する。
- ◆ 統合によって移転が必要となる特別支援学級及び特別支援教室拠点校の移転先については、再編に併せて検討する。
- ◆ 学校として廃止となる施設（体育館・校庭など）も、防災機能を持った一般利用ができる公共施設として、一定程度維持していく。
- ◆ 児童数の減少による余裕教室を利用するなど、積極的に学校施設内又は学校隣接地に学童クラブを設置していく。

◆ 小学校プールについては、水泳授業の実施場所の移行検討を行い、廃止を検討する。ただし、消防水利の機能を有することから、水利の必要性や代替の水利を検討した上で、財産処分等の検討を行う。

教育相談室

➢ 教育相談室は相談業務を保健センターへ移転し、適応指導教室は地域集会施設等の廃止となる公共施設を利用し移転する。

実施時期

実施内容		実施時期
①松林小学校と武蔵野小学校の統合		Ⅰ期※1
②羽村第三中学校と羽村第二中学校の統合		Ⅰ期※1
③上記①②以降の「これからの羽村市立学校の在り方について」を踏まえた段階的な学校再編		―
	再編内容の検討・決定	Ⅰ期
	再編の実施	Ⅱ期以降
教育相談室の移転	相談機能	Ⅰ～Ⅱ期※2
	適応指導教室	Ⅱ期

※1 学校統合の際は、それぞれ3年程度の準備期間を設ける予定

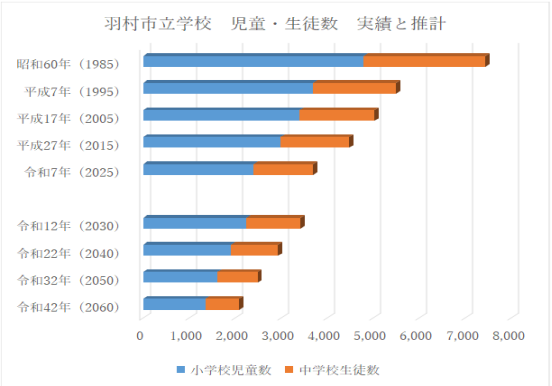
※2 教育相談室（相談業務）の移転は保健センターの改修工事に合わせて実施する。



羽村市の小・中学校の児童・生徒数の変遷と学校再編

日本全体で少子高齢化が叫ばれ、人口が減少する状況が既に長い期間続いています。

羽村市においても同様で、市内の児童・生徒数はピークを迎えた昭和60年の7,437人に対し令和7年は3,688人と半数以下になっており、今後も減少が予想されています。



この状況を踏まえ、市では、羽村市の実情に応じた市内小・中学校の再編に取り組んでいく必要があると考えています。

将来的な児童・生徒数を想定し、適正な規模で持続可能な学校へと再編して、羽村市の未来を担う子供たちにより良い教育環境を整備していきます。

本構想では、Ⅰ期（令和８年度～令和１２年度頃）において、児童・生徒数の減少が著しい小中学校４校（松林小学校と武蔵野小学校、羽村第二中学校と羽村第三中学校）の統合を計画しています。

この４校の令和７年度と令和１２年度の児童・生徒数の推計と、統合した場合の推計は以下のとおりとなっています。

（児童・生徒数の変化）

小学校

		令和7年度		令和12年度		児童数
		児童数	学級数	児童数	学級数	増減
松林小	1年	33	1	23	1	△ 10
	2年	23	1	37	2	14
	3年	29	1	26	1	△ 3
	4年	38	2	31	1	△ 7
	5年	34	1	29	1	△ 5
	6年	33	1	33	1	0
	計	190	7	179	7	△ 11
武蔵野小	1年	50	2	23	1	△ 27
	2年	40	2	15	1	△ 25
	3年	47	2	38	2	△ 9
	4年	65	2	27	1	△ 38
	5年	66	2	49	2	△ 17
	6年	57	2	50	2	△ 7
	計	325	12	202	9	△ 123

（統合後の児童・生徒数）

		令和12年度	
		児童数	学級数
松林小＋武蔵野小	1年	46	2
	2年	52	2
	3年	64	2
	4年	58	2
	5年	78	3
	6年	83	3
	計	381	14

中学校

		令和7年度		令和12年度		生徒数
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	増減
羽村二中	1年	143	5	131	4	△ 12
	2年	174	5	130	4	△ 44
	3年	172	5	147	5	△ 25
	計	489	15	408	13	△ 81
羽村三中	1年	61	2	40	2	△ 21
	2年	78	2	47	2	△ 31
	3年	82	3	65	2	△ 17
	計	221	7	152	6	△ 69

		令和12年度	
		生徒数	学級数
羽村二中＋羽村三中	1年	171	5
	2年	177	6
	3年	212	7
	計	560	18

※令和７年５月１日現在の小・中学校の在籍数と学区ごとの出生数を基に推計しています。
※児童・生徒数及び学級数について、令和７年度の数値は実数、令和12年度の数値は小・中学生ともに全学年35人学級で推計しています。
※令和12年度の児童・生徒数については、特別支援・区域外就学の将来予測ができないため出生数の全数を基準にしています。

【学校再編の目的と目指す姿】

学校再編の目的は、将来的な児童・生徒数の減少を踏まえ、子供たちのより良い教育環境の整備と、学校教育の質の更なる向上を目指すことです。

小規模校の利点を理解した上で、特に次の点において、子供たちの教育環境と教育活動が一層充実すると考えています。

- ○　複数の学級があることで、児童・生徒が異なる背景や考え方を持つ様々な友達と出会い、その中で、新しい人間関係を築いたり、学級同士で高め合ったりする機会が増えます。こうした経験を通じて、子供たちはより大きく成長することができます。
- ○　複数学級では、先生たちが各自の専門性を生かしながら、より質の高い授業や指導を実現することが可能となり、児童・生徒のより良い成長と学校教育の質を更に向上させることができます。

5. スポーツ･レクリエーション施設

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
スポーツセンター(S&Dスポーツアリーナ羽村)	S55(1980)	6,302
スイミングセンター(S&Dスイミングプラザ羽村)	H2(1990)	3,229
弓道場	H16(2004)	232

現状と課題

○ スポーツセンター、スイミングセンターは、市民の需要も高く、利用率も高い。ただし、ピーク時の利用人数からは減少傾向にある。
○ スイミングセンターは、市民が水泳することができる市内で唯一の施設となっている。
○ 弓道場については、利用率が高いが特定の団体の利用が主であり、一般の利用は少ない。築年数は比較的浅く、減価償却率は57%である。
○ スポーツセンターは、建築後40年以上が経過し全体的に老朽化が進んでおり、大規模な改修を予定していたが、令和7年度に建築基準法の日影規制に抵触していることが判明したため、改修を中止した。現在、同法に適合するための方策について、建替えを含め検討している。

基本方針

- スポーツセンター及びスイミングセンターは、市民のスポーツ拠点として、長期的に維持していく。
- スポーツセンターは日影規制に対応するため、建替えを含めて検討し、是正計画を策定する。その後、他の施設との整理統合内容について改めて検討していく。
- スイミングセンターは長寿命化を実施する。また、小学校水泳授業の実施場所の候補として検討していく。
- 弓道場は、スポーツセンターの日影規制に関する是正を実施する時にスポーツセンター敷地内への移転集約化を図る。

実施時期

実施内容	実施時期
スポーツセンターの日影規制に関する是正計画の検討･策定	Ⅰ期(R8年度)
スポーツセンターの日影規制に関する是正計画に応じた対応 ①他の施設との整理統合内容の検討･決定 ②是正計画の実行	Ⅰ期～Ⅱ期
弓道場のスポーツセンター敷地内への移転	Ⅱ期以降※

※弓道場のスポーツセンター敷地内への具体的な移転時期は、日影規制に関する是正計画の策定後に検討していく。

コラム⑦　こんな取組も始めています　～スイミングセンターで水泳授業～

松林小学校と武蔵野小学校では、令和5年度から水泳授業をスイミングセンターの屋内プールで実施しています。天候に左右されずに授業を実施することができるほか、熱中症のリスクを低減するなどのメリットがあります。学校のプールも老朽化が進行し、その維持管理が課題となっており、この2校以外の小学校についても水泳授業の実施場所の候補としてスイミングセンターを検討しています。





6. 子育て支援施設

対象施設

施設名称		建築年度	延床面積(㎡)
児童館		—	—
	中央児童館	S56(1981)	512
	東児童館	H10(1998)	1,707
	西児童館	H3(1991)	799
学童クラブ		—	—
	東学童クラブ	S63(1988)	121
	奈賀学童クラブ(中央児童館内)	S56(1981)	85
	松林学童クラブ	H12(2000)	151
	小作台学童クラブ(西児童館内)	H3(1991)	91
	小作台第二学童クラブ	H11(1999)	152
	西学童クラブ	H17(2005)	149
	富士見学童クラブ	S60(1985)	132
	(旧)富士見第二学童クラブ	H12(2000)	57
	栄学童クラブ	S62(1987)	118
	栄第二学童クラブ	H22(2010)	59
	武蔵野学童クラブ(東児童館内)	H10(1998)	100
	武蔵野第二学童クラブ	H9(1997)	142
	富士見小学校学童クラブ(富士見小学校内)	S53(1978)	※[108]

※富士見小学校学童クラブは、富士見小学校の延床面積に含んでいます。

現状と課題

≪児童館≫

- 子供たちのニーズが変化、多様化し、それに対応した子供の居場所や遊び場が求められている。また、児童館の活動内容として、中・高校生の利用促進などが求められている。
- 羽村市の児童館施設の保有状況は他市と比べて大きく、住民一人当たりの床面積としては他市の平均と比べ2.5倍程度の規模である。
- 児童館3館を整備した平成10年度と比較し、18歳までの人口は約3分の2に減少し、さらに令和20年度には半分にまで減少する見込みである。児童館の利用者数はコロナ禍以降増加しているが、長期的な推移を見ると減少傾向である。
- 中央児童館は建築後40年以上、西児童館は建築後30年以上経過しており、老朽化が進んでいる。
- 特色ある児童館として、プラネタリウムや特殊遊具(アスレチック)などを整備し維持してきたが、そうした特殊設備の維持更新費用が大きな負担となっている。

≪学童クラブ≫

- 保育ニーズの高まりや高学年への対象拡大などに伴い、今後入所児童数は増加することが想定されるが、その後は児童数の減少に伴い減少していくと見込まれる。
- 登所時の安全性確保の観点から、学校内又は隣接地への設置が望まれている。
- 多くの学童クラブが築年数は比較的浅いが、減価償却率は高く、老朽化が進んでいる。
- 多くの学童クラブが民有地借地に立地している。

基本方針

児童館
- 東児童館、西児童館を長期的に維持する。
- 中央児童館については、建物の耐用年数を目途に当面維持し、その後、児童館機能を他の公共施設で代替し、建物を廃止する。

◆ 児童館の果たす機能を生涯学習センターゆとろぎやスポーツセンターなど既存の他の公共施設や放課後子ども教室などの事業で代替していく取組を進め、市全体として、子供の遊び場、居場所の充実を図る。
◆ 特色ある施設として特殊かつ高額な設備等の維持に児童館の運営資源を集中するのではなく、変化する子供たちのニーズに広く対応し、様々な志向をもった幅広い年齢層の子供が集える児童館を目指していく。
◆ 中央児童館については、必要な改修を行い、当面の間維持することとし、学校再編等の進捗に応じた対応を行っていく。

学童クラブ
- 学童クラブは、学校内もしくは隣接地への設置や他の学童クラブとの統合を推進する。
- 学校内に設置する場合は余裕教室を活用することを基本とし、必要に応じて学校敷地内等での新築を検討する。

◆ 学童クラブの再配置は学校再編等との整合を図る。将来的に学校再編により小学校が少なくなる場合には、降所時や学校休業時の安全性等を考慮し、小学校以外の場所への配置も検討する。
◆ 富士見小学校内に2か所目の学童クラブを新設する。また、同時に富士見学童クラブを廃止する。
◆ 学校再編に合わせ、松林学童クラブを東児童館内へ統合する。

実施時期

実施内容	実施時期
富士見小学校内に学童クラブの新設・富士見学童クラブの廃止	Ⅰ期※1
松林学童クラブを東児童館内へ統合	Ⅰ期
学校再編や余裕教室等の状況により学童クラブを学校内等へ設置	Ⅰ期以降～順次
中央児童館の廃止	Ⅳ期※2

※1　令和8年度末に富士見学童クラブを廃止し、令和9年度に富士見小学校内に学童クラブを新設。
※2　学校再編やスポーツセンターの是正計画等の内容によっては、児童館機能や学童クラブ機能の代替機能を確保した上でⅡ期又はⅢ期に前倒しする可能性がある。

コラム⑧　こんな取組も始めています　～小学校内に学童クラブを複合化～

令和6年度から富士見小学校内の余裕教室を活用して、それまで学校外にあった富士見第二学童クラブを廃止し、新たに富士見小学校学童クラブとして開設しました。学校内に学童クラブを設置することで、子ども達の安全・安心や、余裕教室の有効活用といったメリットがあり、今後も積極的に推進していきます。



7. 高齢福祉施設

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
老人福祉センターいこいの里	H3(1991)	1,660
老人福祉センターじゅらく苑(コミュニティセンター内)	S59(1984)	935
シルバー人材センター	H4(1992)	526

現状と課題

- 老人福祉センターは、高齢者人口が増加している一方、利用率、利用者数ともに減少傾向である。
- じゅらく苑は減価償却率が高く、設備等の老朽化が進んでいる。
- いこいの里は通所介護事業が廃止となり、その空スペースの活用が課題となっている。
- シルバー人材センターの建物は市の所有物で、公益社団法人羽村市シルバー人材センターに無償で貸与している。
- いこいの里は洪水浸水想定区域内に立地している。

基本方針

- コミュニティセンター内に設置しているじゅらく苑を廃止し、いこいの里や地域集会施設、その他公共施設でその機能を代替していく。
- いこいの里は高齢福祉施設の拠点として維持し、通所介護事業の空きスペースについては活用方法を今後検討していく。
- シルバー人材センターについては、建物の維持保全にかかる経費の負担を前提として、公益社団法人羽村市シルバー人材センターへの貸与を継続する。

◆ 地域集会施設やその他公共施設の利用条件、利用環境等を見直し、高齢者が利用しやすい環境を整備する。
◆ いこいの里は、耐用年数経過時(計画期間外)を目途に維持しながら、その後の移転先を検討していく。

実施時期

実施内容	実施時期
老人福祉センターじゅらく苑の廃止	Ⅰ期※

※じゅらく苑は令和８年度末の運営をもって施設を廃止する。

8. 障害福祉施設

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
福祉センター	H11(1999)	3,126
障害者就労支援センターエール	H5(1993)	115

現状と課題

◆ 福祉センターは地域福祉や障害福祉サービスを提供するとともに、貸室等を地域福祉等の関係団体が利用している。

◆ 福祉センターの貸室等の利用率は低く、利用者数ともに減少傾向である。

◆ 障害者就労支援センターエールの建物の減価償却率は100%となっており、法定耐用年数を経過し老朽化が進んでいる。

基本方針

- 福祉センターは地域福祉の拠点として長期的に維持していく。
- 障害者就労支援センターエールは福祉センター内に移転する。

◆ 福祉センターの建物の運用を整理し、スペースを合理化するとともに、貸室の一般の利用についても検討する。

実施時期

実施内容	実施時期
障害者就労支援センターエールの福祉センター内への移転	Ⅰ期

9. 健康福祉施設･医療施設

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
保健センター	H10(1998)	1,497
平日夜間急患センター	S61(1986)	202

現状と課題

◆ 保健センターは市の保健事業の拠点としての機能に加え、こども家庭センターを設置し、子供と家庭の支援拠点としての機能を担っている。
◆ 平日夜間急患センターは利用者が減少しており、一日当たりの利用者数は2人程度である。

基本方針

- 保健センターは、健康福祉施設として、また、子供や家庭の支援拠点として、長期的に維持していく。
- 平日夜間急患センターは、廃止も含めた運営の見直しを行い、運営を継続する場合は、保健センター内で実施する。
- 保健センターに教育相談室のうち相談機能を移転し、子供や家庭の支援の連携を強化する。

◆ 教育相談室の適応指導教室の機能は、地域集会施設等の廃止となる公共施設を利用し移転する。(30ページ参照)

実施時期

実施内容	実施時期
平日夜間急患センターの運営の見直し	Ⅰ期
教育相談室(相談機能)の保健センター内への移転	Ⅰ～Ⅱ期※

※教育相談室(相談業務)の移転は保健センターの改修工事に合わせて実施する。

コラム⑨　こんな取組も始めています　～保健センター内にこども家庭センターを複合化～

妊娠･出産に関する「母子保健」と、家庭の様々な悩みに対応する「児童福祉」の窓口は、これまで保健センターと市役所庁舎に建物が分かれていました。そこで、令和7年度から両部門を一体化し、こども家庭センターとして保健センター内に開設し、今まで以上に切れ目のない支援を提供できるようになりました。また、移転によって空いた市役所庁舎内のスペースは、庁舎機能の集約化の際に活用していきます。





10.社会教育施設

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
生涯学習センターゆとろぎ(プリモホールゆとろぎ)	H17(2005)	9,591
郷土博物館	S58(1983)	1,837
図書館(プリモライブラリーはむら)	H12(2000)	3,279
小作台図書室(小作台西会館内)	S62(1987)	157

現状と課題

◆ 社会教育施設は他の公共施設と比べ比較的新しい施設であるが、規模も大きく、建築後20年以上が経過し、今後、多額の維持保全経費が見込まれる。
◆ 生涯学習センターゆとろぎ、図書館ともに利用者数が減少し、利用率も低迷している。
◆ 小作台図書室の利用者数は少なく、利用者の居住地域が限られている。
◆ 住民一人当たりの床面積は、公民館(※)、図書館、博物館ともに他市と比較して大きい。
◆ 郷土博物館は博物館法に基づく施設として維持しており、他市と比較して住民一人当たりの規模が大きい。また、利用者の約8割が市外在住者である。

※公会堂、市民会館など公民館の類似施設を含み、生涯学習センターゆとろぎはこの部分に含めています。

基本方針

➢ 生涯学習センターゆとろぎ・図書館・郷土博物館を社会教育施設の拠点として維持し、大規模改修工事など適切な保全を実施していく。
➢ 小作台図書室については廃止し、機能の一部を西児童館の図書コーナーにより代替する。

◆ 生涯学習センターゆとろぎは、コミュニティセンターなど廃止となる公共施設の代替の機能を担うことができるよう、利用環境の整備を図る。
◆ 郷土博物館の学習室を地域集会施設としても利用できるよう利用条件などを見直す。
◆ 小作台図書室の空きスペースは、地域集会施設など他の公共用途に転用を図る。

実施時期

実施内容	実施時期
小作台図書室の廃止	Ⅱ期

コラム⑩　こんな取組も始めています　～図書の宅配サービス～

令和5年1月から、図書館への来館が難しい方を対象に、図書館の資料を自宅へお届けする宅配サービスを実施しています。

《対象者》
・乳幼児（小学校入学前まで）とその保護者
・70歳以上の方
・身体に障害のある方



11. 産業系施設

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
産業福祉センター	S46(1971)	1,050
農産物直売所	H13(2001)	330
観光案内所	H18(2006)	83

現状と課題

- 産業福祉センターは、建築後50年以上経過しており、老朽化が進行している。
- 産業福祉センターは、耐震診断未実施であり、供用し続けるためには、改築又は耐震改修を含めた長寿命化改修が必須である。
- 産業福祉センターの土地については、東京都からの借地であり、使途が勤労福祉に限定されている。
- 産業福祉センターは、コロナ禍以降利用者数は増加しているが、長期的な推移を見ると減少傾向である。
- 農産物直売所は、利用者数、会員(農家)数、売り上げともに、減少し続けており、経営状況も悪化している。一方で、農産物直売所への市民ニーズは高い。
- 観光案内所は、区画整理地内に立地しているため、早期に移転が必要となっている。

基本方針

- 産業福祉センターは、改築もしくは長寿命化改修により、産業振興機能や他の公共用途との複合化などの整備を検討していく。
- 産業福祉センター敷地内に、生涯学習センターゆとろぎや図書館等の周辺公共施設用途も含めた駐車場を整備する。
- 農産物直売所については、当面施設を維持し、施設の在り方を検討していく。
- 観光案内所は、運営方法及び立地について検討した上で、移転する。

◆ 産業福祉センターの複合化や周辺公共施設の駐車場を整備するため、東京都から用地の取得を目指していく。

◆ 産業福祉センターの整備については、特定財源の獲得を図り、生涯学習センターゆとろぎ、図書館の大規模改修などと一体的に進めていく。

実施時期

実施内容	実施時期
観光案内所の移転	Ⅰ期
産業福祉センターの複合化	Ⅱ期

コラム⑪　あの頃の公共施設　～産業福祉センターの歴史～

図書館の隣にある産業福祉センターは、もともと東京都が設置した勤労福祉会館という施設で、主に中小企業で働く方の文化・教養・福祉の向上を目的として設置されました。平成12年に羽村市が建物を無償で譲り受けましたが、土地は東京都の所有のままとなっており、使途を勤労福祉に限定することを条件に無償で借り受けているため、主に市内の企業や従業員向けの産業振興の拠点として現在に至っています。

今後産業福祉センターを複合化し、産業振興以外の機能も取り入れていくためには、東京都から用地を購入する必要があります。



勤労福祉会館時代の様子

12.その他施設(斎場・自転車保管所)

対象施設

施設名称	建築年度	延床面積(㎡)
富士見斎場	S52(1977)	613
自転車保管所	H5(1993)	191

現状と課題

◆ 羽村市民が利用できる公営斎場は、火葬場も兼ねた瑞穂斎場と式場としての富士見斎場があり、近年死亡者数の増加とともに、瑞穂斎場の利用が順番待ちの状態になっている。(※瑞穂斎場は羽村市、福生市、入間市、武蔵村山市、瑞穂町の4市1町で運営する公営斎場)
◆ 今後も死亡者数は伸びる予測であり、2035年度～2040年度ごろにピークとなる見込みである。
◆ 市内には民間の斎場がある。また、瑞穂斎場組合の構成自治体で、別途公営斎場を運営しているのは羽村市のみである。
◆ 斎場の市民ニーズは高く、コロナ禍等の影響で2日葬の需要が減る中、1日葬や法事などでの利用が伸びている。
◆ 富士見斎場は、建築後50年近くが経過しており、老朽化が進んでいる。
◆ 自転車保管所は、駐輪が禁止された場所等から撤去した放置自転車を保管する施設である。直近5年間の年間平均撤去台数は619 台で、同引取り者数は227 人となっている。1日当たり約0.8 人である。

基本方針

- 富士見斎場は死亡推計人口のピークを目途に当面維持していく。
- 自転車保管所を旧クリーンセンターへ移転する。

◆ 富士見斎場については、利用状況及び瑞穂斎場や民間斎場の利用状況を見ながら、廃止時期を検討していく。
◆ 自転車保管所の受付機能は、リサイクルセンター(リサイクルショップ)内へ移転する。
◆ 自転車保管所内にある機材等を他へ移転し、自転車保管所の土地建物の財産処分を図る。

実施時期

実施内容	実施時期
自転車保管所の移転	Ⅰ期(R8 年度)

13.施設別の再配置実施時期の一覧表

各論に記述している各施設の基本方針を図で一覧にまとめたものです。

《方向性の記載について》
機能と建物の両面から各施設の本構想における方針を示しています。
各用語の説明は以下の通りです。

機能	継続	現状の施設のまま機能を継続します。
	代替	他の公共施設等で機能を代替します。
	統合	同種の機能を持つ複数の施設同士と合わせて一つの施設にします。
	集約化	同種の機能を持つ小規模な施設を拠点となる施設に集めます。
	複合化	異なる機能を有する施設を一つの施設に集めます。
	検討	本構想では方針を固めきれておらず、今後も継続して検討します。
建物	維持	適切な維持保全を行い、長期的に維持します。
	処分	公共施設としては使用せず、売却・貸付・譲渡・解体などの方法により建物を処分します。
	転用	公共施設の用途を変更し、別の目的で活用します。
	検討	本構想では方針を固めきれておらず、今後も継続して検討します。

施設名称	方向性 機能	方向性 建物	Ⅰ期 2026-2030	Ⅱ期 2031-2035	Ⅲ期 2036-2040	Ⅳ期 2041-2045
行政系施設						
市役所本庁舎	継続	維持	長期的に維持			
市役所西分室	集約化	処分			本庁舎へ集約化	
市役所分庁舎	集約化	処分	本庁舎へ集約化または他の公共施設へ移転			
羽村駅西口土地区画整理事務所	集約化	処分		本庁舎へ集約化または他の公共施設へ移転		
コミュニティ・集会施設						
コミュニティセンター	代替	処分	R8年度末で運営を終了し、廃止。機能をゆとろぎや地域集会施設等で代替			
地域集会施設（23か所）	統合	検討	統合内容の検討・決定（R8年度）	10施設程度に統合。廃止施設の建物は活用・処分を検討。		
公営住宅（市営住宅）						
市営住宅（6か所）	検討	検討	将来計画の策定・公表（R8年度）	将来計画に沿った取組を実施		
学校・教育施設						
松林小学校	統合	検討	武蔵野小学校へ統合	学校として廃止となる施設（体育館・校庭など）は、防災機能を持った一般利用ができる公共施設として一定程度維持していく。		
羽村第三中学校	統合	検討	羽村第二中学校へ統合			
上記以外の学校（8か所）	検討	検討	再編内容の検討・決定	検討結果を踏まえて段階的に再編		
教育相談室	複合化	処分	相談業務は保健センター、適応指導教室は他の公共施設へ複合化			
スポーツ・レクリエーション施設						
スポーツセンター（S&Dスポーツアリーナ羽村）	検討	検討	日影規制の是正計画の検討・策定（R8年度）	是正計画に応じた対応	長期的に維持	
スイミングセンター（S&Dスイミングプラザ羽村）	継続	維持	長期的に維持			
弓道場	集約化	処分	スポーツセンター敷地内に集約化			

施設名称	方向性 機能	方向性 建物	Ⅰ期 2026-2030	Ⅱ期 2031-2035	Ⅲ期 2036-2040	Ⅳ期 2041-2045
子育て支援施設						
中央児童館	代替	処分	当面維持　他の公共施設等で代替（他の施設の再編状況によってⅡ～Ⅲ期へ前倒しの可能性あり）			
東児童館・西児童館	継続	維持	長期的に維持			
学童クラブ（12か所）	複合化 統合	一部処分	学校内または隣接地への設置や他の学童クラブとの統合を推進			
高齢福祉施設						
老人福祉センターいこいの里	継続	維持	長期的に維持。通所介護事業の空きスペースの活用方法を検討			
老人福祉センターじゅらく苑（コミュニティセンター内）	集約化 代替	処分	R8年度末で運営を終了し、廃止。いこいの里へ集約化。機能の一部は他の公共施設で代替。			
シルバー人材センター	継続	維持	建物の維持保全経費の負担を前提として、（公社）羽村市シルバー人材センターへの貸与を継続			
障害福祉施設						
福祉センター	継続	維持	長期的に維持			
障害者就労支援センターエール	複合化	処分	福祉センターへ複合化			
健康福祉施設・医療施設						
保健センター	継続	維持	長期的に維持			
平日夜間急患センター	検討	処分	廃止も含め運営の見直し	継続する場合は保健センターへ複合化		
社会教育施設						
生涯学習センターゆとろぎ（プリモホールゆとろぎ）	継続	維持	長期的に維持			
郷土博物館	継続	維持	長期的に維持			
羽村市図書館（プリモライブラリーはむら）	継続	維持	長期的に維持			
小作台図書室（小作台西会館内）	集約化 代替	転用	図書館へ集約化し、廃止。機能の一部を西児童館の図書コーナーや宅配サービスで代替			
産業系施設						
産業福祉センター	継続	維持	産業振興機能に加え、他の公共用途との複合化を検討		長期的に維持	
農産物直売所	当面継続	当面維持	当面維持し、施設の在り方を検討			
観光案内所	検討	処分	運営方法および立地について検討した上で移転			
その他施設						
富士見斎場	当面継続	当面維持	死亡推計人口のピーク（2035～2040年頃）を目途に当面維持			
自転車保管所	複合化	処分	旧クリーンセンター敷地内へ複合化（R8年度）			

第３章 資料編

1. 公共施設再配置構想に関する質問と回答

これまでに寄せられた公共施設再配置構想に関する主な質問と回答を掲載しています。

番号	分野	質問	回答
1	総論	人口減少について、増やす努力をすれば、あまり人口は減らないのではないですか。	市として、これまでにもシティプロモーションの推進など、定住促進のための施策を継続して展開していますが、人口減少は全国的な動きとして避けがたいものと認識しています。
2	総論	公共施設を減らしてしまうと、魅力が減って人口がより減ってしまうのではないですか。	公共施設の再配置は、将来の維持保全費用の抑制を目指した取組であり、施設の運営費の抑制や施設サービス自体の縮小を目指しているものではありません。 公共施設の再配置を進めていく中で生じた財源を有効に活用し、整理統合にかかる経費や代替施設を充実する経費に充当するなど、公共施設の整理統合の実現とその先に目指す公共施設の将来の姿の実現を図っていきます。 公共施設の再配置の取組を進めることで、市の魅力を高めていけるよう取り組んでいきます。
3	総論	今回の構想を策定するために審議会などを設置しなかったのはなぜですか。	今回の公共施設の整理統合については、多くの市民の方に様々な影響があるため、その検討については、限られた委員による掘り下げた検討よりも、広く大勢の方の多様な考えをお聴きした上で、総合的に判断していくことが重要であると考えました。
4	総論	現在の羽村市の財政状況が厳しいから公共施設の整理統合を実施するのですか。財政健全化に向けて先に取り組むべきことがあるのではないですか。	公共施設の整理統合は、将来的な人口減少に伴う建物維持の財源不足に備えて、段階的に公共施設を減らしていく取組であり、現在の財政収支の不足を補うためのものではありません。一方で、近年の羽村市は、市税収入の低迷や社会保障費の増加などによって厳しい財政状況が続いており、公共施設の整理統合とは別に財政の健全化に向けて取り組んでいます。
5	総論	西口土地区画整理事業に使っているお金を公共施設の維持補修費に回せば、財源不足の問題は解決し、公共施設の整理統合は必要なくなるのではないですか。	羽村駅西口土地区画整理事業については、令和6年1月に発出した「羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する今後の方向性」において、引き続き、現行の事業計画に基づいて行っていくこととしています。 本事業の財源については、国や東京都の補助金、市債などの特定財源を積極的に活用するとともに、都市計画税、羽村駅西口都市開発整備基金などを充当しています。都市計画税は、土地区画整理事業などの「都市計画事業」のみに充当可能な目的税であることから、公共建築物の維持補修費に充当することはできません。
6	総論	公共施設の整理統合を進めるために必要な財源をどのように確保するのですか。	整理統合を進めるに当たり、一時的に、部分的な改修費用や解体費用、機能の移転費用などがかかります。こうした費用は、施設の整理統合後の市有地の売却や補助金・市債などを活用して財源を確保していきます。 公共施設の総量が抑制されていけば、こうした費用以上に施設を維持する費用が減少する効果が得られると想定しています。
7	総論	市民一人当たりの公共施設の床面積について、羽村市が他市と比べて大きくなっているのは何故ですか。	羽村市は80～90年代にかけて法人関係の税収が豊かで、長く普通交付税の不交付団体（いわゆる富裕団体）であったことや、横田基地に起因する国からの補助金など、公共施設を整備するための資金が他市よりも潤沢であったことも充実した公共施設の整備につながったものと考えます。
8	総論	この構想で示している整理統合によって、どのくらいの施設総量が減るのですか。また、どのくらいのコスト削減になるのですか。	この構想で具体的に整理統合の方針を示している内容では、施設総量が約20%弱減少することになります（これまでの取組の約 5%削減の実績を含む）。今後、地域集会施設の統合や学校の再編が決まっていけば、さらに総量は減ると見込んでいます。また、維持保全コストは床面積に比例しますので、2 割弱程度低減すると考えています。 なお、ここで着目しているコストはあくまで建物の維持保全コストであり、施設の運営コストは含みません。サービスを提供する場所を変えても運営に関する人件費などサービス提供にかかる費用の財源は、しっかりと確保していく必要があると考えています。

番号	分野	質問	回答
9	総論	整理統合の基本方針の中で、「交通利便性の確保を図ります」とありますが、具体的にはどのようなものを想定していますか。	公共施設の総量を抑制していく中、公共施設までの距離が遠くなることは避けようのないことであり、その対策は重要な課題と捉えています。公共施設に関するアンケートの結果を見ると、市民の公共施設への主な交通手段は自家用車であり、核となる公共施設については市有の駐車場の確保に努めていく考えです。また、高齢者など自家用車がない方の交通利便性の確保も重要であり、現状でも主要な公共施設には「はむらん」の停留所を設けています。整理統合後も停留所や運行経路等について随時検討していく考えです。
10	総論	整理統合の基本方針の中で、「予約システムの導入」とありますが、具体的にどのようなものを想定しているのですか。	整理統合により軽減できた管理運営コストの財源を活用し、現在市で導入している公共施設予約システムと同様のものを未導入の施設にも導入することを想定しています。市の公共施設の空き室状況の把握から予約まで行えるようなシステムを構築し、使いやすい公共施設を目指します。
11	コミュニティ・集会施設	コミュニティセンターの利用率は他の施設に比べ高いと思うのですが、なぜ廃止なのですか。	コミュニティセンターは建築から40年が経過しており、設備等の老朽化が著しく、また現在エレベータ及び冷暖房設備が故障し、雨漏りも続いているため、施設の使用を続けるには大規模な改修が必要な状況です。 また、コミュニティセンターは地域コミュニティの拠点として多くの市民に親しまれていますが、基本的な機能は貸室やイベントの実施場所としての機能であり、生涯学習センターゆとろぎや他の公共施設の貸室なども類似した機能を有しています。 こうしたことを総合的に判断し、廃止することとしています。
12	コミュニティ・集会施設	コミュニティセンター跡地を「市役所庁舎駐車場として活用を図る」とありますが、市役所駐車場はたくさんあるのになぜですか。	市役所駐車場の約6割が借地であり賃貸借契約を締結して運用しています。年間約430万円の借地料の負担があり、また、長期利用の保証がありません。コミュニティセンターの跡地が活用できれば、借地を返還することができ、借地料が不要となります。
13	コミュニティ・集会施設	地域集会施設について、「予約方法や鍵の管理方法等の運営体制を見直す」とありますが、具体的にどのようなものを想定していますか。	予約については、現在、市で導入している公共施設予約システムと同様のものを、地域集会施設にも導入することを想定しています。また、鍵の管理方法も個人宅等に取りに行くような現在の方法ではなく、民間で運用されている無人の鍵管理システムの導入などを想定しており、一般の市民が利用しやすい貸室運営を目指します。
14	コミュニティ・集会施設	「地域集会施設の統合によって拠点移転等が必要となる町内会への移転に係る支援を行う」とありますが、どういう支援を想定していますか。また、町内会の物資の置き場は確保されるのですか。	物資倉庫などの移転費用や町内会では運搬できない資機材等の運搬費用などについて補助金の支出を通じて支援することを想定しています。 地域集会施設の統合により、テーブル等の共通の物品は整理し、荷物の置き場所を確保していただくとともに、他の公共施設に物資倉庫などを移転することを検討していきます。
15	コミュニティ・集会施設	この構想では公共建築物の削減目標を30%としていますが、地域集会施設については23施設から10施設程度に減らす方向性が示されており、建物の数で考えると約57%の削減となっているのはなぜですか。	本構想の基となる「羽村市公共施設等総合管理計画」では、平成 28 年度から令和 27 年度までに公共建築物の総量を 30%削減することを目標としており、指標となる数値は建物の数ではなく、床面積をベースとしてします。 そのため、本構想でも、全ての施設種別で一律に床面積を30%削減するのではなく、施設の市民ニーズや需要と供給のバランス、コストの合理性などを総合的に判断して、各施設の整理統合の方向性を示しています。 また、地域集会施設は統合の具体的な枠組みが固まっておらず、施設によって床面積に差があるため、削減する床面積も踏まえて、今後検討することとしています。
16	学校・教育施設	「市内のどの位置に学校を設置しても通学に大きな支障はないと考えられる」との記載がありますが、「支障がない」とはどういう意味ですか。	国が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（文部科学省 平成27年1月）の中で、通学距離の基準として、小学校で4㎞以内、中学校で6㎞以内が、おおよその目安として妥当であるとされています。羽村市は東西4.23㎞、南北3.27㎞の市域であるため、仮に市域の端に学校を設置しても国が示す基準を大方満たすという意味で、「支障がない」と表現しています。一方で、国の基準はあくまでも目安であり、羽村市の実情に合わせて検討する必要があると考えていますので、実際に市域の端に学校を設置することは想定していません。

番号	分野	質問	回答
17	学校・教育施設	「学校を統廃合する場合も防災機能やスポーツ活動機能は維持する」とありますが、具体的にはどう維持するのですか。	体育館や校舎、校庭などは、学校教育以外にも、避難所や避難場所、学校開放として一般市民が利用しているスポーツなどの場としての機能も担っています。整理統合により、こうした機能もすべて失ってしまうと、市民生活は成り立ちません。こうしたことから、体育館や校舎、校庭などについては、地域に偏りが生じないよう一定程度残していくとしています。具体的な配置は学校再編の検討に併せて検討していく考えです。
18	学校・教育施設	なぜ、松林小学校と羽村第三中学校だけ先に廃止するのですか。 Ⅰ期以外の学校再編が決まっていないのはなぜですか。	松林小学校と羽村第三中学校は現状で他校と比べ、児童、生徒数が非常に少ない状況にあり、クラス替えや部活動など学校運営に支障のある状況です。こうしたことから喫緊の課題についてはこの段階で提案し、その先の再編内容は、「これからの羽村市立学校の在り方について」に示した方向性を踏まえ、もう少し時間をかけ、令和8年度以降に策定する「公共施設個別再配置計画（配置編）」の中で、段階的な再編内容を決定していく考えです。検討の際には、引き続き市民の意見を聞き進めていきます。
19	学校・教育施設	松林小学校と羽村第三中学校が廃止となった後、土地・建物はどうなりますか。	学校の土地・建物（校庭、体育館、校舎など）は、学校教育以外にも避難所や地域活動場所などの役割を担っています。こうしたことも踏まえ、廃止となる小・中学校もそうした公共用途として一定程度維持していく必要があります。学校再編の全体像を令和8年度以降に「公共施設個別再配置計画（配置編）」としてまとめていく考えですが、その中で松林小学校と羽村第三中学校を公共用途として維持するかどうか判断していきます。
20	学校・教育施設	学校再編により通学距離が延びることになりますが、安全確保についてはどのように考えていますか。	通学時の安全対策については、令和8年度中に策定を予定している「公共施設個別再配置計画（実行計画編）」を検討する過程で、学校関係者等の皆様から御意見を伺い、課題を整理した上で、対応策を検討していきます。
21	学校・教育施設	「これからの羽村市立学校の在り方」の中で、小学校については1学年当たり3～4学級が適正な規模と示していますが、1学級当たりの人数を国基準の35人ではなく、市独自で18～20人程度に減らせば、統合しなくとも学級数を増やせるのではないでしょうか。	1学級当たりの人数については、現在の国基準により、上限が35人となっています。また、教職員は東京都が採用しており、東京都の基準により、児童35人につき1名の教職員が各学校に配置されます。そのため、1学級当たりの上限人数を羽村市が独自に引き下げた場合、東京都からはあくまでも児童35人につき1名の教職員しか配置されないため、不足する教職員は、市独自で採用しなければならなくなります。市独自で採用する場合、予算の確保や採用スキームの創設など多くの課題があり、現実的ではないと考えています。
22	学校・教育施設	「学校として廃止となる施設も、防災機能をもった公共施設として一定程度維持していく」とありますが、大地震など大規模な災害が起きた場合に避難所が減って大丈夫なのですか。	羽村市地域防災計画では、災害発生時の避難に備え、市内の全ての小・中学校を指定避難所として指定するとともに、福祉センターなどの6つの施設を福祉避難所として定めています。避難所の数が不足する場合は、生涯学習センターゆとろぎや地域集会施設などの公共施設を避難所として利用するとともに、災害時応援協定を締結している市内事業者等の施設も一時的に避難所として利用することを想定しています。 なお、災害発生時でも、自宅に倒壊などの危険性がなく引き続き安全に生活できる場合は、在宅での生活を継続する在宅避難も推奨しています。
23	学校・教育施設	学校が統合した際は、廃止となる学校の児童・生徒は統合先の学校に転校することになるのですか。それとも、新入生は統合先、在校生は卒業まで元の学校に通うのですか。	統合した際は、在校生も統合先の学校へ移ることになりますが、全校生徒が一斉に移る方法や学年ごとに順々に移る方法など、いくつかのパターンが考えられます。具体的な方法は統合前の準備期間の中で検討していきますが、子ども達にとって最善の方法を検討していきます。
24	学校・教育施設	教育相談室が保健センターへ移転することで、相談支援体制も変わるのですか。	移転による教育相談体制の変更は考えていません。 保健センター内には、母子保健や子供と家庭に関する相談に対応する「こども家庭センター」を設置しています。同じ建物内に移転することで、部署間の連携を強化し、より充実した相談支援につながると考えています。

番号	分野	質問	回答
25	子育て支援施設	児童館について、「特殊かつ高額な設備等の維持に児童館の運営資源を集中するのではなく、変化する子供たちのニーズに広く対応する」とありますが、具体的にどのようなことを想定しているのですか。	社会経済状況の変化などにより、子供たちのニーズは多様化しており、子供たちへのアンケートなどからも「自分一人で」又は「友だちと」好きなことをしながら自由に過ごしたいと考えている傾向が伺える状況があります。 具体的な機能では、Wi-Fi 環境の整備や、ゲームができること、体育施設、音楽・ダンススペース等を求める意見もお聞きしています。そのため、プラネタリウムなどの特色ある設備の維持・更新に予算を投じていくよりも、中学生・高校生世代の利用促進も含め、子供たちの意見を踏まえた機能の整備に取り組んでいく必要があると考えています。
26	子育て支援施設	松林小学校と武蔵野小学校の統合に併せて松林学童クラブを東児童館内に統合するのはなぜですか。建築年度も松林学童クラブの方が新しく、保護者の迎え等を考えると残したほうが合理的ではないですか。	こちらは、児童の放課後の下校時から学童クラブへの登所距離を短くするためです。保護者アンケートでも、学童クラブの設置場所については、学校内、学校敷地内又は隣接した場所など、児童の登降所の安全のため、学校に近い場所を希望する意見が多い状況を確認しています。武蔵野小学校内に学童クラブを設置することが理想でありますが、統合後に余裕教室は当面生じない見込みです。また、建築年度は検討材料の一つでありますが、東児童館は将来的にも維持していく方針の施設であることなどを総合的に判断した結果、東児童館内に統合することとしています。
27	【資料編】 主な貸室施設の利用率	各貸室施設の利用率はどのように算出したのですか？	各施設の貸室ごとに総予約枠数(1年間の開館日数×1日の予約枠数(例:午前・午後・夜間なら3枠))を算出し、実際に利用があった枠数を総予約枠数で除して、貸室ごとの利用率を算出しています。 【例】1 年間の開館日数 200 日、1日の予約枠数 3 枠、実際に利用があった枠数 150 枠の貸室の場合 150÷(200×3)＝利用率 25%

2. 公共施設に関するアンケート調査結果(概要版)

羽村市

公共施設に関するアンケート調査

調査結果報告書
(概要版)



市では、今後の人口減少等に対応した持続可能なまちづくりを行うために、公共施設の整理統合などの公共施設マネジメントの取組みを推進していきます。

本調査では、公共施設に関する市民ニーズを把握するために、市民の皆様に公共施設の利用状況及び将来に関する意識等について伺いました。

Ⅰ 調査概要

調査対象

市内に住所を有する 16 歳以上の方（無作為抽出）

実施期間

令和6年6月28日（金）～7月19日（金）

調査方法

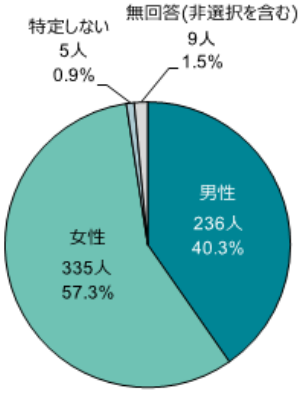
郵送配付／郵送及び WEB の併用回収

回収状況

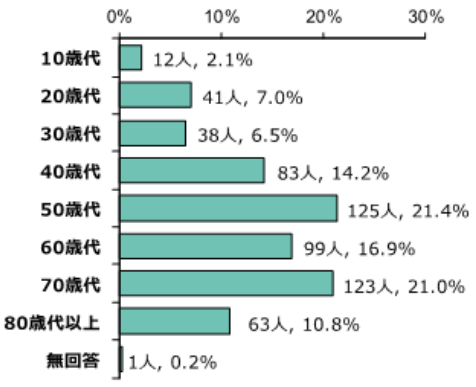
配付数	有効回答数		有効回答率
1,200 件	585 件	郵送回答 401 件 WEB からの回答 184 件	48.8%

回答者の主な基本属性

［性別］



［年齢］



1

Ⅱ 調査結果

【調査結果の表示方法】
・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。
・回答の比率（%）は小数点第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%にならない場合や、複数の項目を合計した数値が表・グラフの数値の合計と一致しない場合があります。

1　公共施設の利用状況について

問１　あなたは下記の公共施設をどのくらい利用していますか？

《過去１年間に利用あり》の割合は、[市役所庁舎]が 79.1%で最も高く、次いで[農産物直売所]（46.8%）、[リサイクルセンター]（41.0%）、[プリモホールゆとろぎ]（40.2%）までが４割を超えています。

（n=585）

施設分類	過去１年間に利用あり				過去１年間利用していない・利用したことがない	無回答
	計	月１回以上	2～3か月に１回程度	年に１～3回程度		
市役所庁舎	79.1%	5.3%	10.4%	63.4%	19.7%	1.2%
コミュニティセンター	16.6%	3.8%	3.1%	9.7%	81.4%	2.1%
地域集会施設（町内会館）	22.1%	7.0%	4.6%	10.4%	76.1%	1.9%
ヒノトントンＺＯＯ（動物公園）	19.3%	0.9%	2.2%	16.2%	79.1%	1.5%
小中学校（グラウンド、体育館等の一般利用）	8.5%	2.9%	1.9%	3.8%	90.4%	1.0%
Ｓ＆Ｄスポーツアリーナ羽村（スポーツセンター）	20.3%	5.1%	2.6%	12.6%	78.6%	1.0%
Ｓ＆Ｄスイミングプラザ羽村（スイミングセンター）	9.7%	3.6%	1.0%	5.1%	88.7%	1.5%
弓道場	0.7%	0.5%	-	0.2%	98.1%	1.2%
児童館	7.2%	2.6%	1.5%	3.1%	91.3%	1.5%
いこいの里	3.2%	2.1%	0.5%	0.7%	95.7%	1.0%
福祉センター	7.4%	1.9%	1.4%	4.1%	91.1%	1.5%
保健センター	15.2%	0.3%	1.9%	13.0%	83.6%	1.2%
平日夜間急患センター	4.1%	-	0.3%	3.8%	94.2%	1.7%
プリモホールゆとろぎ	40.2%	7.2%	6.5%	26.5%	58.3%	1.5%
プリモライブラリーはむら（図書館）	33.3%	10.1%	7.5%	15.7%	65.0%	1.7%
小作台図書室	3.8%	0.7%	0.9%	2.2%	94.5%	1.7%
郷土博物館	8.4%	0.3%	1.0%	7.0%	89.9%	1.7%
産業福祉センター	3.9%	0.2%	-	3.8%	94.2%	1.9%
農産物直売所	46.8%	13.0%	14.0%	19.8%	52.3%	0.9%
リサイクルセンター	41.0%	0.7%	7.0%	33.3%	57.8%	1.2%

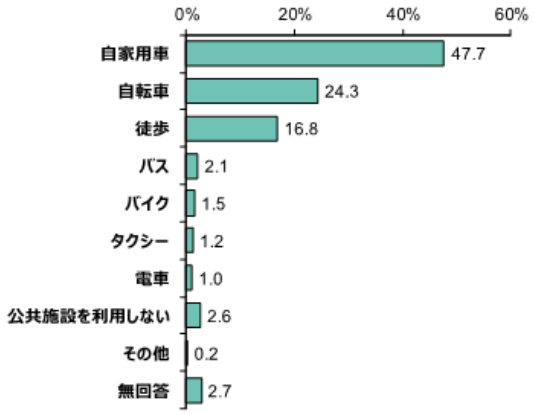
※《過去１年間に利用あり》…「月１回以上」「２～３か月に１回程度」「年に１～３回程度」の合計

問２　あなたが、よく利用する市内の公共施設に行くとき、主にどのような交通手段を使いますか？

よく利用する市内の公共施設に行く際の主な交通手段としては、「自家用車」が 47.7%と最も高く、次いで「自転車」(24.3%)、「徒歩」(16.8%) と続いています。

(n=585)

自家用車	47.7%
自転車	24.3%
徒歩	16.8%
バス	2.1%
バイク	1.5%
タクシー	1.2%
電車	1.0%
公共施設を利用しない	2.6%
その他	0.2%
無回答	2.7%

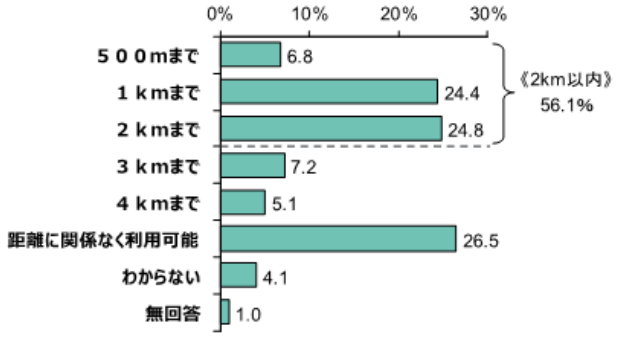


問３　あなたが、ご自宅から市内の公共施設を利用する場合、どのくらいの距離までであれば利用可能ですか？

自宅から市内の公共施設を利用する場合の利用可能な距離としては、「距離に関係なく利用可能」が 26.5%と最も高く、次いで「２ｋｍまで」(24.8%)、「１ｋｍまで」(24.4%) と続いており、「500mまで」「１ｋｍまで」「２ｋｍまで」を合わせた《２ｋｍ以内》の割合は 56.1%と半数を超えています。

(n=585)

５００ｍまで	6.8%
１ｋｍまで	24.4%
２ｋｍまで	24.8%
３ｋｍまで	7.2%
４ｋｍまで	5.1%
距離に関係なく利用可能	26.5%
わからない	4.1%
無回答	1.0%



3

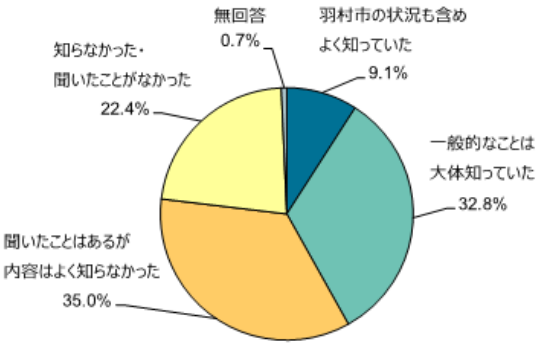
2　今後の公共施設のあり方について

問４　公共施設の老朽化は全国的な問題となっています。羽村市においても深刻化しています。このことについて、あなたはどの程度知っていましたか？

公共施設の老朽化については、「聞いたことはあるが内容はよく知らなかった」が 35.0%で最も高く、次いで「一般的なことは大体知っていた」(32.8%)、「知らなかった・聞いたことがなかった」(22.4%)、「羽村市の状況も含めよく知っていた」(9.1%) と続いています。

(n=585)

羽村市の状況も含めよく知っていた	9.1%
一般的なことは大体知っていた	32.8%
聞いたことはあるが内容はよく知らなかった	35.0%
知らなかった・聞いたことがなかった	22.4%
無回答	0.7%

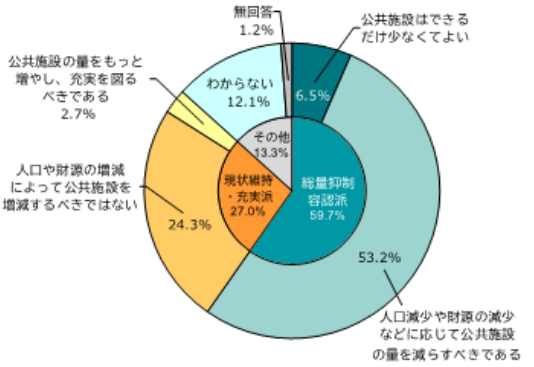


問５　今後、市では人口減少なども踏まえ、公共施設の適正な維持管理を目指し、公共施設の総量の抑制を図っていく考えです。このことについて、あなたはどのように考えますか？

公共施設の総量の抑制については、総量抑制容認派（「公共施設はできるだけ少なくてよい」「人口減少や財源の減少などに応じて公共施設の量を減らすべきである」）の割合が 59.7%で、現状維持・充実派（「人口や財源の増減によって公共施設を増減するべきではない」「公共施設の量をもっと増やし、充実を図るべきである」）の 27.0%の２倍近い割合となっています。

(n=585)

公共施設はできるだけ少なくてよい	6.5%	総量抑制容認派 59.7%
人口減少や財源の減少などに応じて公共施設の量を減らすべきである	53.2%	
人口や財源の増減によって公共施設を増減するべきではない	24.3%	現状維持・充実派 27.0%
公共施設の量をもっと増やし、充実を図るべきである	2.7%	
わからない	12.1%	その他 13.3%
無回答	1.2%	

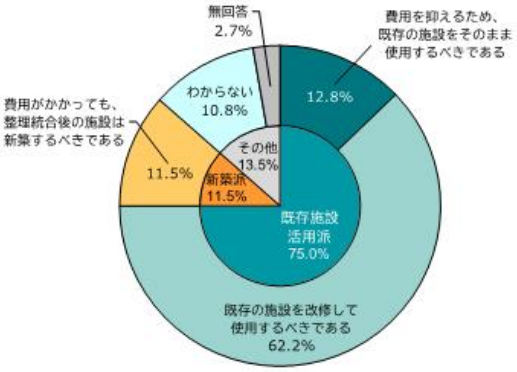


問６　今後、市では施設の総量抑制に向けて、コスト（費用）を抑制しながら施設の整理統合を行っていく考えです。整理統合後の施設について、どのように考えますか？

整理統合後の施設については、既存施設活用派（「費用を抑えるため、既存の施設をそのまま使用するべきである」「既存の施設を改修して使用するべきである」）の割合が 75.0%で、新築派（「費用がかかっても、整理統合後の施設は新築するべきである」）の 11.5%の７倍近い割合となっています。

（n=585）

費用を抑えるため、既存の施設をそのまま使用するべきである	12.8%	既存施設活用派 75.0%
既存の施設を改修して使用するべきである	62.2%	
費用がかかっても、整理統合後の施設は新築するべきである	11.5%	新築派 11.5%
わからない	10.8%	その他 13.5%
無回答	2.7%	



※本調査では、公共施設の現状と課題についての参考資料として、〔広報はむら６月１日号掲載記事〕を調査票に同封しました。



5

問７　今後の公共施設の整理統合を見据え、羽村市における公共施設の規模・量について、どのように考えますか？

羽村市における公共施設の規模・量については、全ての施設種別において「現状維持するべき」が最も高くなっていますが、[貸スペース・貸会議室] [産業施設（ワーキングスペース等）] [観光案内施設]については、削減派（「不要である」「減らすべき」）の割合が 30%を超えています。

一方で、[高齢者福祉施設] [公共の交流場所・居場所（フリースペース）]については、「増やすべき」が 10%を超えています。

(n=585)

施設分類	不要である	減らすべき	増やすべき	現状維持するべき	わからない・無回答
貸スペース･貸会議室	7.4%	28.5%	2.2%	43.2%	18.6%
イベント･ホール施設	3.2%	17.1%	2.1%	65.1%	12.5%
児童福祉施設	1.0%	13.8%	5.6%	62.9%	16.6%
高齢者福祉施設	2.7%	8.2%	13.8%	57.9%	17.3%
屋内スポーツ施設	3.6%	10.4%	4.8%	68.4%	12.8%
温水プール施設	6.7%	9.7%	4.4%	65.5%	13.7%
図書館	1.4%	8.7%	2.9%	79.7%	7.4%
郷土資料展示施設	7.0%	17.4%	0.5%	55.9%	19.1%
産業施設（ワーキングスペース等）	10.6%	20.3%	2.2%	36.4%	30.4%
斎場（葬儀場）	0.7%	3.9%	5.0%	80.2%	10.3%
農産物直売施設	3.2%	4.1%	9.2%	73.7%	9.7%
動物園施設	4.8%	5.0%	2.6%	77.4%	10.3%
観光案内施設	13.3%	17.3%	2.6%	44.8%	22.1%
公共の交流場所･居場所（フリースペース）	13.3%	13.8%	10.9%	34.5%	27.4%

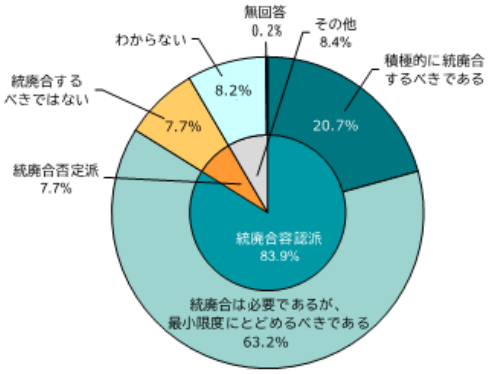
3　学校の統廃合について

問８　2045 年ごろには、小中学生の数はピーク時の３分の１程度に減少すると推計しています。将来の子供たちに持続可能で充実した教育環境を整備するために、学校の統廃合について、あなたはどう考えますか？

学校の統廃合については、統廃合容認派（「積極的に統廃合するべきである」「統廃合は必要であるが、最小限度にとどめるべきである」）の割合が 83.9%で、統廃合否定派（「統廃合するべきではない」）の 7.7%の 10 倍以上の割合となっています。

（n=585）

積極的に統廃合するべきである	20.7%	統廃合容認派 83.9%
統廃合は必要であるが、最小限度にとどめるべきである	63.2%	
統廃合するべきではない	7.7%	統廃合否定派 7.7%
わからない	8.2%	その他 8.4%
無回答	0.2%	



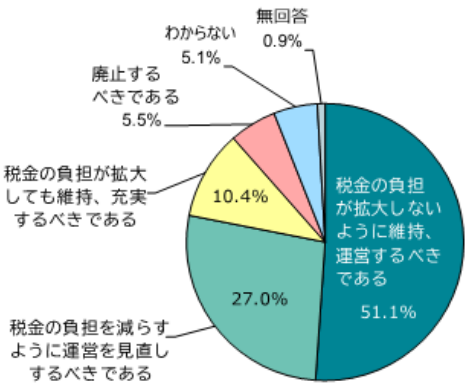
4　動物公園の今後の運営について

問９　動物公園は、市民や市外の方から親しまれている市の公共施設ですが、一方で利用料収入だけでは管理運営費を賄えず、市民の税金により運営されています。
今後の運営についてどのように考えますか？

動物公園の今後の運営については、「税金の負担が拡大しないように維持、運営するべきである」が 51.1%で最も高く、次いで「税金の負担を減らすように運営を見直しするべきである」（27.0%）、「税金の負担が拡大しても維持、充実するべきである」（10.4%）と続いています。

（n=585）

税金の負担が拡大しないように維持、運営するべきである	51.1%
税金の負担を減らすように運営を見直しするべきである	27.0%
税金の負担が拡大しても維持、充実するべきである	10.4%
廃止するべきである	5.5%
わからない	5.1%
無回答	0.9%



7

5　自由記述

問 10　このアンケート以外のことも含め、公共施設に関するご意見がありましたらご記入ください。

189 名の方からご意見が寄せられました。

以下の表は記入されたご意見を内容別に集計したものですが、同一回答者で複数の内容が含まれているものについては複数のご意見として集計したため、意見総数は回答者数を上回ります。

内 容	件数
公共施設の整理統合について	46 件
動物園施設について	30 件
公共施設の老朽化・維持管理について	27 件
公園について	14 件
スポーツ施設・プール施設について	13 件
子どものための施設について	13 件
イベント・ホール施設について	10 件
公共施設に行くための交通手段について	9 件
学校の統廃合について	9 件
町内会館について	8 件
利用料金について	8 件
図書館について	6 件
高齢者のための施設について	5 件
このアンケートについて	5 件
情報発信・広報について	4 件
その他（公共施設に関すること）	24 件
公共施設以外のことについて	39 件

※寄せられたご意見の全件を調査結果報告書では記載しています。

発 行 年 月　令和６年１１月
編集・発行　羽村市企画部公共施設マネジメント課
〒205-8601　東京都羽村市緑ヶ丘５丁目２番地１
ＴＥＬ　０４２-５４４-５１１１（内線３４２）
ＵＲＬ　https://www.city.hamura.tokyo.jp/

8

※調査結果の完全版は市公式サイトで公開しています。

3. 貸室施設の利用率の一覧

	施設名称	令和5年度	平成30年度	平成20年度
1	中央館	10.2%	8.7%	―
2	加美会館	9.1%	12.5%	―
3	五ノ神会館	9.5%	22.2%	―
4	栄会館	5.4%	8.2%	―
5	本町会館	10.0%	10.0%	―
6	神明台会館	21.1%	22.6%	―
7	三矢会館	7.4%	9.8%	―
8	小作本町会館	5.4%	11.7%	―
9	富士見平会館	8.3%	12.6%	―
10	美原会館	2.5%	7.2%	―
11	緑ヶ丘会館	7.6%	10.9%	―
12	奈賀会館	8.8%	10.1%	―
13	天王台会館	8.9%	13.2%	―
14	清流会館	2.6%	4.3%	―
15	小作台東会館	12.0%	10.7%	―
16	川崎会館	4.2%	5.9%	―
17	小作台西会館	6.2%	11.2%	―
18	緑ヶ丘第二会館	31.0%	46.3%	―
19	田ノ上会館	9.0%	12.9%	―
20	東会館	10.0%	12.3%	―
21	上水会館	8.8%	11.1%	―
22	緑ヶ丘三町会館	13.1%	15.0%	―
23	双葉町会館	14.9%	19.9%	―
24	スポーツセンター	51.1%(※)	―	―
25	福祉センター	15.0%	16.2%	19.4%
26	生涯学習センターゆとろぎ	32.6%	45.9%	43.5%
27	産業福祉センター	35.8%	32.7%	27.4%
28	スイミングセンター	12.1%	19.6%	13.0%
29	コミュニティセンター	41.8%	52.4%	44.3%
30	弓道場	86.1%	83.8%	―
31	じゅらく苑	38.0%	52.3%	―
32	いこいの里	56.0%	―	―
	平均	18.3%	20.5%	29.0%

※上記は施設全体の平均利用率です。市公式サイトでは部屋ごとの詳細な利用率も掲載しています。

※スポーツセンターのみ令和6年度の実績を掲載しています。

4. 公共施設の減価償却率の一覧

減価償却率とは、時間経過による価値の減少（減価償却）の進行度合いを表す指標です。この数値が100%に近いほど法定耐用年数に近く、老朽化が進んでいることを示しています。

	施設名称	減価償却率
1	市役所本庁舎	65%
2	市役所西分室	90%
3	市役所分庁舎	84%
4	羽村駅西口土地区画整理事務所	100%
5	コミュニティセンター	78%
6	加美会館	52%
7	栄会館	100%
8	本町会館	100%
9	神明台会館	100%
10	緑ヶ丘会館	96%
11	富士見平会館	99%
12	小作本町会館	100%
13	美原会館	99%
14	中央館	100%
15	川崎会館	90%
16	清流会館	100%
17	奈賀会館	90%
18	三矢会館	100%
19	緑ヶ丘三町会館	100%
20	田ノ上会館	100%
21	東会館	70%
22	小作台東会館	90%
23	小作台西会館 （小作台図書室も含む）	79%
24	五ノ神会館	58%
25	緑ヶ丘第二会館	100%
26	上水会館	100%
27	天王台会館	94%
28	双葉町会館	80%
29	羽加美団地	64%
30	美原団地	90%
31	間坂団地	86%
32	玉川団地	100%
33	栄町団地	93%
34	羽村東小学校	79%
35	羽村西小学校	67%
36	富士見小学校	62%
37	栄小学校	75%
38	松林小学校	85%

	施設名称	減価償却率
39	小作台小学校	76%
40	武蔵野小学校	80%
41	羽村第一中学校	74%
42	羽村第二中学校	75%
43	羽村第三中学校	90%
44	教育相談室	88%
45	スポーツセンター	82%
46	スイミングセンター	64%
47	弓道場	57%
48	中央児童館	84%
49	東児童館	50%
50	西児童館	64%
51	東学童クラブ	100%
52	奈賀学童クラブ	92%
53	松林学童クラブ	100%
54	小作台学童クラブ	91%
55	小作台第二学童クラブ	91%
56	西学童クラブ	84%
57	富士見学童クラブ・ （旧）富士見第二学童クラブ	52%
58	栄学童クラブ・ 栄第二学童クラブ	80%
59	武蔵野学童クラブ	55%
60	武蔵野第二学童クラブ	57%
61	富士見小学校学童クラブ	0%
62	老人福祉センターいこいの里	64%
63	老人福祉センターじゅらく苑	78%
64	シルバー人材センター事務所	61%
65	福祉センター	50%
66	障害者就労支援センターエール	100%
67	保健センター	51%
68	平日夜間急患センター	74%
69	生涯学習センターゆとろぎ	36%
70	郷土博物館	73%
71	図書館	46%
72	産業福祉センター	87%
73	農産物直売所	75%
74	観光案内所	100%
75	富士見斎場	92%
76	自転車保管所	100%

（出典）令和5年度固定資産台帳

5. これからの羽村市立学校の在り方について

令和６年２月２０日
羽村市教育委員会決定

これからの羽村市立学校の在り方について

Ⅰ　はじめに

○　令和６年度から、全ての羽村市立小・中学校が、コミュニティ・スクールとなります。コミュニティ・スクールとは、学校と保護者・地域住民等が力を合わせ、協議を重ねながら学校運営に取り組む「地域と共にある学校」です。子供たちの実態や学校の課題、目指す子供像などを皆で共有し、問題の解決や目標の実現に向けた手立てについて協議し、具体的な教育活動につなげます。

○　羽村市教育委員会は、コミュニティ・スクールを支援し、羽村市の子供たちを羽村市全体で育てていく学校づくりを、より一層推進していきます。

○　さて、これからの学校の在り方を考える際に、避けて通れないのが、人口減少の問題です。人口減少は、今日の日本社会が直面する大きな問題であり、羽村市においても早期に対応していくことが求められています。

○　「第六次羽村市長期総合計画　基礎調査報告書」（令和３年３月）では、平成 27 年国勢調査の人口を基準人口とし、2020 年から 2065 年までの羽村市の人口推計を示しています。本報告書によれば、羽村市の人口は、2015 年の 55,833 人（10 月１日実績）から、2035 年には４万人台、2055 年には３万人台にまで減少すると示されています。

○　児童・生徒数においても、小学校では 1981 年、中学校では 1987 年に増加のピークを迎え、以降は減少が続いています。2023 年５月１日現在、児童数はピーク時の 5,284 人から 2,583 人へ、生徒数は 2,679 人から 1,397 人へと、それぞれ約半数に減少しています。上記の人口推計によれば、2035 年には児童数が 2,082 人、生徒数は 1,106 人、2055 年には児童数が 1,475 人、生徒数は 800 人と、今後も減少は続いていきます。

○　現在、羽村市には、市立小学校７校、市立中学校３校が設置されています。しかし、今後の児童・生徒数の減少を踏まえると、将来的に現在の学校数を維持していくことは困難であることが想定されます。

○　将来的な児童・生徒数の減少を踏まえつつ、羽村市の未来を担う子供たちに持続可能で充実した教育環境を整備するためには、市立小・中学校の再編について検討して

いく必要があります。

○　教育委員会は、教育的な観点から、今後の市立小・中学校の在るべき姿について、これまで協議を重ねてきました。その内容について、広く市民の皆様と共有し、羽村市の学校再編について共に考えていく契機とするため、ここに「これからの羽村市立学校の在り方について」として示します。

2　これからの羽村市立学校の適正規模と適正配置

（1）学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

○　学校の規模とは、1校当たりの学級数を指します。各学校において効果的な教育活動の実現が期待される1校当たりの学級数の目安が、学校の適正規模となります。

○　国は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引　～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（文部科学省　平成27年1月　以下、「手引」という。）の中で、学校の規模について、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。」としています。また、学校教育法施行規則において、小・中学校の規模の標準を、1校当たり12学級から18学級とした上で、地域の事情により変更を可能としています。

○　学校の配置とは、学校の設置場所を指します。自治体内における児童・生徒の居住地や人口分布の状況、地理的条件や通学に要する時間等を考慮した上で、適正であると判断される位置に学校を設置する必要があります。

○　「手引」では、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的であるとし、自宅から学校までの通学距離の基準として、小学校で4㎞以内、中学校で6㎞以内が、おおよその目安として妥当であるとしています。

（2）羽村市の学校の適正規模について

○　「1　はじめに」で述べたとおり、市内の児童・生徒数が減少していく中、現状のままでは近い将来、複数の小学校が、単学級すなわち1学年が1学級のみの小規模校になることが想定されます。

○　小規模校には、全ての教員が児童・生徒一人一人を理解し、個に応じてきめ細やか

な指導ができる、異学年間の交流活動や合同の学習活動を設定しやすいといった長所もあります。

○ しかし、その一方で、単学級の場合、小学校であれば、６年間学級替えが行われません。児童が新たな人間関係を築いたり、学級同士で互いに切磋琢磨し合う中で高め合ったりする機会を創出することも難しくなります。また、学校が小規模化することによって教員数が減員されるため、多彩な教育活動の実施が困難になることや、教員一人一人への校務の負担が増加することが予想されます。

○ そのような状況を回避し、児童・生徒及び教員が生き生きと活躍する学校であるためには、適正と判断される一定の規模が必要となります。

○ 教育委員会は、「手引」に示された国の指針等を踏まえつつ、羽村市立学校の規模について考える前提として、次の４点を確認しました。

① 児童・生徒同士の人間関係等に配慮した柔軟な学級編制が可能な学級数が、全ての学年において確保される規模であること。

② 運動会等の学校行事において、学級同士が切磋琢磨し合い、互いに協力し高め合う中で、社会性や向上心、たくましさ等の育成が期待できる規模であること。

③ 音楽や図工・美術など、専門的な技能が求められる教科の教員について、非常勤講師ではなく、正規の教員が配置でき、より着実で安定した学習指導が可能となる規模であること。

④ 各学校において、必要十分な教員数が確保され、校務の分担や学校行事の実施等に支障をきたすことなく、安定した学校運営が可能な規模であること。

以上のことを踏まえ、羽村市立学校の適正な規模について、協議を進めました。

○ 学校の適正規模の算出に当たっては、小学校を１学級 35 人編制、中学校の第１学年を１学級 35 人、第２・３学年を１学級 40 人編制とすることを標準としました。

○ これを基に、2023 年５月１日現在の市内の児童・生徒数で試算すると、小学校は約 74 学級、中学校は約 39 学級となります。国が示している標準（１校当たり 12～18 学級）で換算すれば、小学校が４～６校程度、中学校は２～４校程度となり、現状と大きな乖離はありません。

○ しかし、将来的な人口推計に基づき同様の試算を行うと、次のようになります。

2035 年 児童数 2,082 人・生徒数 1,106 人→小学校３～５校・中学校２～３校

2055 年 児童数 1,475 人・生徒数 800 人 →小学校２～４校・中学校２校

○　この試算によれば、中学校は２校の設置で安定するものの、小学校は段階的に学校数の減少が続いていくこととなります。こうしたことを踏まえ、教育委員会は、１校当たりの規模を国の標準より大きく設定して学校を再編することで、将来的に児童数が減少しても一定の規模（学級数）を維持し、安定した教育環境を整備していく必要があると考えました。

○　そのため、教育委員会は、羽村市立小・中学校の適正規模についての考えを、次のとおり整理しました。

【学校再編後の羽村市立小学校の適正規模】

１校当たり 18 学級から 24 学級（１学年当たり３学級から４学級）

【学校再編後の羽村市立中学校の適正規模】

１校当たり 15 学級から 18 学級（１学年当たり５学級から６学級）

なお、この数値を基に、2035 年及び 2055 年の学校数を再試算すると、

2035 年　小学校３校（１校平均 19 学級）・中学校２校（１校平均 15 学級）

2055 年　小学校２校（１校平均 21 学級）・中学校２校（１校平均 11 学級）

となります。

（３）羽村市の学校の適正配置について

○　既に述べたとおり、学校の適正な配置に当たっては、児童・生徒の居住地や人口分布の状況、地理的条件や通学に要する時間等を考慮する必要があります。

○　羽村市は、東西 4.23 ㎞、南北 3.27 ㎞、面積 9.90 ㎢の、都内でも３番目に小さな市です。また、近隣の他市町等と比較して平地が多く、市街地から離れた山岳地などの通学困難地域もありません。

○　したがって、市内のどの位置に学校が設置されていても、小学校４㎞以内、中学校６㎞以内という国の示す通学条件の基準を大方満たすことになります。仮に、小学校が将来的に現在の７校から３校もしくは２校になったとしても、市内の児童は、大きな支障なく通学することが可能であるといえます。

○　ただし、児童・生徒の通学方法については、個々の状況や発達の段階等に応じて、公共交通機関等の利用を認めるなど、柔軟な対応が必要です。

3　これからの羽村市立学校に期待されること

（１）小中一貫教育で「生きる力」を着実に育む学校

○　羽村市立小・中学校では、現在、「第３次羽村市小中一貫教育基本計画」（令和２年２月）に基づき、社会の変化に主体的に対応し、課題を解決できる力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「生きる力」を着実に育むことを目指しています。

○　現在、市内小・中学校は、各中学校区ごとに次のようにグループ化し、９年間の一貫した教育に取り組んでいます。

「施設分離型小中一貫教育」

羽村第一中学校区［羽村東小・羽村西小・小作台小・羽村第一中］

羽村第二中学校区［(富士見小・栄小・松林小・羽村第二中］

「施設隣接型小中一貫教育」

羽村第三中学校区［武蔵野小・羽村第三中］

各グループでは、それぞれの特色を生かした教育活動を実践しつつ、児童・生徒間の交流や教員間の連携を推進しています。

○　学校再編に当たっては、小・中学校間の接続をより緊密にし、発達の段階にきめ細かく応じながら、「生きる力」を着実に育む教育環境を整えていくことが求められます。

○　前述の羽村市立小・中学校の適正規模に係る考えに基づくと、市内の小・中学校は、2035 年には小学校が３校、中学校は２校、2055 年には小学校が２校、中学校は２校となることが想定されます。学校再編について考えるに当たっては、このことを見据えることが重要です。

○　仮に、小学校２校、中学校２校となる場合、小学校１校と中学校１校を一つのグループとすることで、小・中学校間の接続がより強固なものになることが期待できます。その際、学校の形態としては、現存の「施設分離型小中一貫教育」や「施設隣接型小中一貫教育」に加え、「義務教育学校」の設置も挙げることができます。

○　義務教育学校は、小学校から中学校までの９年間の課程を一体化し、義務教育を一貫して行う形態の学校です。一つの校舎の中で小学校１年生から中学校３年生（義務教育学校では１年生から９年生となります。）までが共に生活し、一つの学校教育目標の下、９年間学びます。９年制の１校の学校となるため、小学校段階から教科担任制を導入したり、多彩な異学年交流を実施したりするなど、多様で弾力的な教育活動を

展開することができます。また、９年間を前期（１年生～４年生）・中期（５年生～７年生）・後期（８年生～９年生）の３つに区分して、それぞれの区分の特性に応じたきめ細かな指導を行うこともできます。

○　羽村の子供たちにとってよりよい教育環境を実現し、自らの未来を切り開く「生きる力」を着実に育むために、学校はどうあるべきか、引き続き議論を深めていくことが重要です。

（２）地域に根差し、社会に開かれた公共施設としての学校

○　羽村市全体の人口減少に関連し、市では現在、公共施設等総合管理計画推進委員会を設置し、持続可能な行財政の在り方の観点から、公園や地域会館、運動施設といった市内公共施設の今後のあるべき姿について協議・検討を行っています。

○　現在、市には 10 校の市立学校が設置されており、市内公共施設の総面積に占める学校の割合は、およそ 45%となっています。

○　今後、人口減少が進む中、持続可能な学校をつくるという観点に加え、学校と他の公共施設との複合化・共有化を行うという観点をもつことは、児童・生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用等につながると考えます。市内公共施設のあるべき姿という観点から学校を捉え、地域公共施設の機能を強化することで、新しい時代の学校が見えてきます。

○　学校施設については、既に校庭や体育館を地域社会に開放しています。さらに、学校図書館や音楽室、多目的スペースや会議室などの開放を進めることで、コミュニティセンターや地域会館の機能の一部を学校施設に移行させることができます。また、日常的に保護者や地域住民が学校に入り学校生活の様子を見ることができたり、地域の人々の交流が盛んになったりするため、より社会に開かれた学校を実現することにもつながります。

○　地域社会の中で生かされる施設としての学校を創生することは、羽村市の子供たちを羽村市全体で育てていく気運の醸成や地域の活性化につながります。このことは、未来の学校の在り方を考える上で、重要な側面であると考えます。

4　おわりに

○　以上、これからの羽村市立学校の在り方について、これまで教育委員会で協議してきた内容について述べてきました。教育委員会の見解を整理すると、次の４点になります。

①　今後の人口減少を踏まえると、将来的に羽村市立学校は、小学校２校、中学校２校程度への再編が想定される。

②　羽村市の地理的環境から、市内のどの位置に学校を設置しても、児童・生徒の通学に大きな支障はないと考えられる。

③　学校再編に当たっては、これまで取り組んできた小中一貫教育をより充実したものとし、「生きる力」を着実に育む観点から、学校の数だけでなく、その形態について検討していくことが重要である。

④　市の公共施設としての学校という側面から、地域における学校の役割や活用方法等についても検討し、持続可能で地域社会に開かれた学校を実現することが必要である。

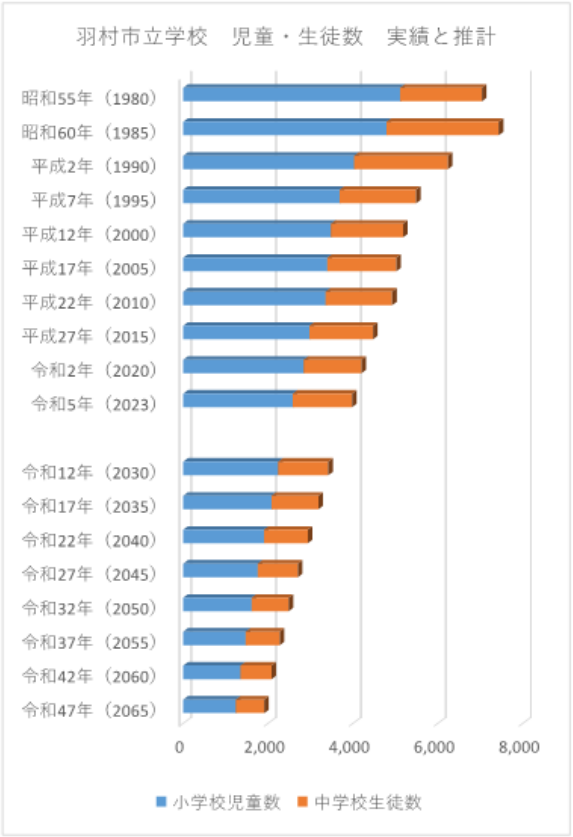
○　羽村市の子供たちが、自らの未来を切り開き、これからの社会をたくましく生き抜く人材へと育っていくことは、全ての市民の願いです。その実現に向け、羽村市教育委員会は、羽村市立学校の未来像について、引き続き追究するとともに、諸施策を進めてまいります。

（別紙）これからの羽村市立学校の在り方について

羽村市立学校　児童・生徒数　実績と推計

実績	小学校児童数	中学校生徒数	合計	備　考
昭和55年(1980)	5,114	1,928	7,042	※昭和50年（1975）以降の小・中学校の開校と増築
昭和60年(1985)	4,792	2,645	7,437	昭和52年（1977）:小作台小学校開校
平成2年(1990)	4,033	2,204	6,237	昭和55年（1980）:武蔵野小学校校開校
平成7年(1995)	3,687	1,800	5,487	（小学校が7校となる。）
平成12年(2000)	3,485	1,699	5,184	昭和56年（1981）:小作台小学校校舎増築
平成17年(2005)	3,399	1,623	5,022	昭和57年（1982）:武蔵野小学校校舎増築
平成22年(2010)	3,357	1,566	4,923	昭和57年（1982）:羽村第三中学校開校
平成27年(2015)	2,980	1,497	4,477	（中学校が3校となる。）
令和2年(2020)	2,843	1,361	4,204	昭和60年（1985）:羽村第一中学校
令和5年(2023)	2,583	1,397	3,980	第二校舎建築
				昭和60年（1985）:羽村第三中学校校舎増築

推計	小学校児童数	中学校生徒数	合計	備　考
令和12年(2030)	2,240	1,178	3,418	
令和17年(2035)	2,082	1,106	3,188	
令和22年(2040)	1,905	1,031	2,936	
令和27年(2045)	1,757	945	2,702	
令和32年(2050)	1,614	872	2,486	
令和37年(2055)	1,475	800	2,275	
令和42年(2060)	1,353	731	2,084	
令和47年(2065)	1,242	671	1,913	



羽村市公共施設再配置構想

（令和8年度～令和27年度）

令和8年9月発行

発行　羽村市
編集　羽村市企画部公共施設マネジメント課
〒205-8601　東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
電話　042-555-1111(代表）FAX　042-554-2921
羽村市公式サイト　https://www.city.hamura.tokyo.jp/

